

障害福祉制度のご案内

令和5年11月改訂



～目次～

●各種障害手帳関係

- P 8 身体障害者手帳
- P 9 療育手帳
- P 10 精神障害者保健福祉手帳

●各種手当関係（20歳未満）

- P 11 障害児福祉手当（国の手当）
- P 12 特別児童扶養手当（国の手当）

●各種手当関係（20歳以上）

- P 13 特別障害者手当（国の手当）
- P 14 重度障害者等福祉手当（市の手当）

●年金関係

- P 15 心身障害者扶養年金
- P 16 障害基礎年金（国民年金）
障害厚生年金

●医療関係

- P 17 重度心身障害者（児）
医療費支給制度
- P 19 自立支援医療（更生医療）制度
- P 20 自立支援医療（精神通院）制度
- P 21 自立支援医療（育成医療）制度
- P 22 特定疾病療養受療証
指定難病医療費助成制度
- P 23 障害のある人の後期高齢者医療制度
への加入について

●税金などの控除・減免

- P 24 自動車税および軽自動車税
（種別割）（環境性能割）の減免
- P 26 所得税・住民税の控除
住民税の非課税
個人事業税の非課税
- P 27 相続税の控除
贈与税の非課税
利子などの非課税
- P 28 NHK放送受信料の減免
- P 29 NTT電話番号の無料案内
携帯電話料金の割引

●交通

- P 30 身体障害者用自動車改造費の助成
- P 31 障害者自動車運転免許取得助成
- P 32 JR旅客運賃の割引
- P 33 千葉都市モノレール運賃の割引
- P 34 有料道路通行料金の割引
- P 35 航空運賃の割引
バス運賃の割引
タクシー運賃の割引
- P 36 福祉タクシー利用助成
- P 37 障害者の駐車禁止規制適用除外
- P 38 国際シンボルマーク
普通自動車身体障害者標識

☘日常生活援助

- P 39 補装具費の支給
- P 40 障害者（児）日常生活用具給付
- P 42 難聴児補聴器購入費助成
- P 43 訪問入浴サービス
- P 44 身体障害者補助犬の給付
- P 45 意思疎通支援事業
- P 46 日中一時支援事業
（日中活動の場の確保）
移動支援事業
- P 47 知的障害者職親委託事業
知的障害者生活ホーム
- P 48 中途視覚障害者自立更生支援事業
- P 49 成年後見制度
成年後見制度利用支援事業

☘障害福祉サービス

障害児通所サービス

- P 50 （１）訪問系サービス
（２）日中活動系サービス
- P 51 （３）居住系サービス
（４）障害児通所サービス
（５）相談支援
- P 52 福祉サービスの利用の手続き

☘相談の窓口

- P 54 障害者（児）の相談支援
（安房地域生活支援センター）
- P 55 福祉の総合相談
（中核地域生活支援センター ひだまり）
- P 56 千葉県中央障害者相談センター
- P 57 君津児童相談所
千葉県発達障害者支援センター
（CAS 千葉）
- P 58 身体障害者相談員
知的障害者相談員
- P 59 南房総市障害者虐待防止センター
- P 60 障害のある人に対する差別に関する
相談窓口
千葉県ひきこもり地域支援センター
- P 61 精神保健福祉相談

☘就労関係

- P 62 ハローワーク（公共職業安定所）
千葉障害者職業センター
障害者就業・生活支援センター中里
- P 63 千葉障害者
就業支援キャリアセンター

☘その他

- P 64 ご存知ですか？
～障害者のための各種マーク～
- P 65 受信サポート手帳を使ってみませんか

<留意事項>

- （１）この冊子は、令和５年１１月１日現在で編集してあります。
法律や制度の改正によって、内容が変わることがあります。
詳しくは、各制度の問い合わせ先などへご確認ください。
- （２）各種サービスを受けるには、申請が必要となるものがあります。
それぞれへお問い合わせください。



障害程度別制度一覧表



区分		手当・年金						医療						税金などの減額・減免									
障害種別	制度	障害児福祉手当 (20歳未満)	特別児童扶養手当 (20歳未満)	特別障害者手当 (20歳以上)	重度障害者等福祉手当 (20歳以上)	心身障害者扶養年金	障害基礎年金 (国民年金)	障害厚生年金	重度心身障害者 (児) 医療費支給制度	自立支援医療 (更生医療)	自立支援医療 (精神通院)	自立支援医療 (育成医療)	特定疾病療養受療証	指定難病医療費助成制度	後期高齢者医療制度	自動車税・軽自動車税 (種別割・環境性能割)	所得税・住民税	個人事業税	相続税	贈与税	NHK放送受信料	NTT電話番号の無料案内	携帯電話料金
		11	12	13	14	15	16	16	17	19	20	21	22	22	23	24	26	26	27	27	28	29	29
掲載ページ		11	12	13	14	15	16	16	17	19	20	21	22	22	23	24	26	26	27	27	28	29	29
所得制限の有無		有	有	有	有	無	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	無	有	無	無
身体障害者手帳	視覚障害	1級				●	△	△	●	●		●			●	●	●	●	●		△	●	●
		2級				●	△	△	●	●		●			●	●	●	●	●		△	●	●
		3級				●	△	△		●		●			●	●	●	●	●		△	●	●
		4級								●		●				△	●		●		△	●	●
		5級								●		●					●		●		△	●	●
		6級								●		●					●		●		△	●	●
	聴覚・音声・言語・そしゃく	2級				●	△	△	●	●		●			●	●	●		●		△	●	●
		3級				●	△	△		●		●			●	●	●		●		△	●	●
		4級								●		●					●		●		△	●	●
		5級								●		●					●		●		△	●	●
		6級								●		●					●		●		△	●	●
		肢体不自由	1級				△	●	△	△	●	●		●		●	●	●		●		△	△
	2級					△	●	△	△	●	●		●		●	●	●		●		△	△	●
	3級					●	△	△		●		●			●	△	●		●		△		●
	4級									●		●				△	●		●		△		●
	5級									●		●				△	●		●		△		●
	6級									●		●				△	●		●		△		●
	内部障害	1級				●	△	△	●	●		●	△		●	●	●		●		△		●
		2級				●	△	△	●	●		●	△		●	●	●		●		△		●
		3級				●	△	△		●		●	△		●	●	●		●		△		●
4級									●		●	△			△	●		●		△		●	
療育手帳	OA				△	●	△	△	●					●	●	●		●		△	●	●	
	OAの1				△	●	△	△	●					●	●	●		●		△	●	●	
	OAの2				△	●	△	△	●					●	●	●		●		△	●	●	
	Aの1				△	●	△	△	●					●	●	●		●		△	●	●	
	Aの2				△	●	△	△	●					●		●		●		△	●	●	
	Bの1					●	△	△								●		●		△	●	●	
Bの2					●	△	△								●		●		△	●	●		
精神障害者保健福祉手帳	1級				△	△	△	●		●				●	●	●		●		△	●	●	
	2級						△	△		●				●		●		●		△	●	●	
	3級						△	△		●					●		●		△	●	●		
難病患者				△		△	△						●										
掲載ページ		11	12	13	14	15	16	16	17	19	20	21	22	22	23	24	26	26	27	27	28	29	29

主に所定の診断書の内容により、認定されます

(注) ●はほぼ該当、△は一部該当、空欄は非該当となっています。

年齢、所得等により要件が異なりますので、詳しくは本文をご覧ください。

区分		交通										日常生活援助												
障害種別	制度	身体障害者用自動車改造費の助成	障害者自動車運転免許取得助成	JR旅客運賃	千葉都市モノレール運賃	有料道路通行料金の割引	航空運賃	バス運賃	タクシー運賃	福祉タクシー利用助成	障害者の駐車禁止規制適用除外	補装具費の支給	日常生活用具給付	難聴児補聴器購入費助成	訪問入浴サービス	身体障害者補助犬の給付	意思疎通支援事業	日中一時支援事業	移動支援事業	知的障害者職親委託事業	知的障害者生活ホーム	中途視覚障害者自立更生支援事業		
	掲載ページ	30	31	32	33	34	35	35	35	36	37	39	40	42	43	44	45	46	46	47	47	48		
所得制限の有無		有	無	無	無	無	無	無	無	無	有	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無		
身体障害者手帳	視覚障害	1級	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●		●					△	
		2級	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					●					△
		3級	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					●					△
		4級	●	●	●	●	●	●	●	●	●	△	●	●					●					△
		5級		●	●	●	●	●	●	●	●		●	●					●					△
		6級			●	●	●	●	●	●	●		●	●					●					△
	聴覚・音声・言語・そしゃく	2級		●	●	●	●	●	●	●	●	△	●	●			●	●	●					
		3級		●	●	●	●	●	●	●	●	△	●	●					●					
		4級		●	●	●	●	●	●	●	●		●	●					●					
		5級			●	●	●	●	●	●	●		●	●					●					
		6級			●	●	●	●	●	●	●		●	●					●					
		肢体不自由	1級	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●			△			
	2級		●	●	●	●	●	●	●	●	●	△	●	●		●	●			●				
	3級			●	●	●	●	●	●	●	●	△	●	●					●					
	4級			●	●	●	●	●	●	●	●	△	●	●					●					
	5級				●	●	●	●	●	●	●		●	●					●					
	6級				●	●	●	●	●	●	●		●	●					●					
	内部障害	1級		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					●					
		2級		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					●					
		3級		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					●					
		4級		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					●					
療育手帳	○A		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					●	●	△	△			
	○Aの1		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					●	●	△	△			
	○Aの2		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					●	●	△	△			
	Aの1		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					●		△	△			
	Aの2		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					●		△	△			
	Bの1		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					●		△	△			
精神障害者保健福祉手帳	1級				●		●	△		●								●	●					
	2級				●		●	△										●						
	3級				●		●	△										●						
難病患者											●	●		●			●							
掲載ページ		30	31	32	33	34	35	35	35	36	37	39	40	42	43	44	45	46	46	47	47	48		

区分		日常生活援助			相談の窓口									就労関係					
障害種別	制度	成年後見制度	成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービス	障害者（児）の相談支援	福祉の総合相談	千葉県中央障害者相談センター	君津児童相談所	千葉県発達障害者支援センター	身体障害者相談員	知的障害者相談員	南房総市障害者虐待防止センター	障害のある人に対する差別に関する相談	千葉県ひきこもり地域支援センター	精神保健福祉相談	ハローワーク	千葉県障害者職業センター	障害者就業・生活支援センター中里	千葉県障害者就業支援キャリアセンター
	掲載ページ	49	49	50	54	55	56	57	57	58	58	59	60	60	61	62	62	62	63
所得制限の有無		無	無	有	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
身体障害者手帳	視覚障害	1級		●	●	●	●	△	●		●	●	●		●	●	●	●	
		2級			●	●	●	●	△	●		●	●	●		●	●	●	●
		3級			●	●	●	●	△	●		●	●	●		●	●	●	●
		4級			●	●	●	●	△	●		●	●	●		●	●	●	●
		5級			●	●	●	●	△	●		●	●	●		●	●	●	●
		6級			●	●	●	●	△	●		●	●	●		●	●	●	●
	聴覚・音声・言語・そしゃく	2級			●	●	●	●	△	●		●	●	●		●	●	●	●
		3級			●	●	●	●	△	●		●	●	●		●	●	●	●
		4級			●	●	●	●	△	●		●	●	●		●	●	●	●
		5級			●	●	●	●	△	●		●	●	●		●	●	●	●
		6級			●	●	●	●	△	●		●	●	●		●	●	●	●
		6級			●	●	●	●	△	●		●	●	●		●	●	●	●
	肢体不自由	1級			●	●	●	●	△	●		●	●	●		●	●	●	●
		2級			●	●	●	●	△	●		●	●	●		●	●	●	●
		3級			●	●	●	●	△	●		●	●	●		●	●	●	●
		4級			●	●	●	●	△	●		●	●	●		●	●	●	●
5級				●	●	●	●	△	●		●	●	●		●	●	●	●	
6級				●	●	●	●	△	●		●	●	●		●	●	●	●	
内部障害	1級			●	●	●	●	△	●		●	●	●		●	●	●	●	
	2級			●	●	●	●	△	●		●	●	●		●	●	●	●	
	3級			●	●	●	●	△	●		●	●	●		●	●	●	●	
	4級			●	●	●	●	△	●		●	●	●		●	●	●	●	
療育手帳	OA	●	●	●	●	●	●	△	●		●	●	●		●	●	●	●	
	OAの1	●	●	●	●	●	●	△	●		●	●	●		●	●	●	●	
	OAの2	●	●	●	●	●	●	△	●		●	●	●		●	●	●	●	
	Aの1	●	●	●	●	●	●	△	●		●	●	●		●	●	●	●	
	Aの2	●	●	●	●	●	●	△	●		●	●	●		●	●	●	●	
	Bの1	●	●	●	●	●	●	△	●		●	●	●		●	●	●	●	
	Bの2	●	●	●	●	●	●	△	●		●	●	●		●	●	●	●	
精神障害者保健福祉手帳	1級	●	●	●	●	●		△			●	●	●	●	●	●	●	●	
	2級	●	●	●	●	●		△			●	●	●	●	●	●	●	●	
	3級	●	●	●	●	●		△			●	●	●	●	●	●	●	●	
難病患者			●	●	●		△				●	●	●		●	●	●		
掲載ページ		49	49	50	54	55	56	57	57	58	58	59	60	60	61	62	62	62	63



主な相談窓口一覧



1. 市相談窓口

社会福祉課	〒294-8701 南房総市谷向100	☎ 0470-36-1151 FAX 0470-36-1133
障害者虐待防止センター	〒294-0813 南房総市谷向166-2	☎ 0470-28-4666 FAX 0470-36-4889
市民課	〒299-2492 南房総市富浦町青木28	☎ 0470-33-1051 FAX 0470-33-3451
保険年金課	〒299-2492 南房総市富浦町青木28	☎ 0470-33-1060 FAX 0470-33-3451
税務課	〒299-2492 南房総市富浦町青木28	☎ 0470-33-1023 FAX 0470-33-3451
朝夷行政センター	〒295-8601 南房総市千倉町瀬戸2296-6	☎ 0470-44-1111 FAX 0470-40-1013

2. 県相談窓口

千葉県障害者福祉推進課	〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1	☎ 043-223-2338 FAX 043-221-3977
自動車税事務所	〒260-8523 千葉市中央区問屋町1-1-1	☎ 043-243-2721 FAX 043-243-2555
君津児童相談所	〒299-1151 君津市中野4-18-9	☎ 0439-55-3100
館山県税事務所	〒294-0045 館山市北条402-1 (安房合同庁舎1階)	☎ 0470-22-7117 FAX 0470-22-3144
安房保健所 (安房健康福祉センター)	〒294-0045 館山市北条1093-1	☎ 0470-22-4511 FAX 0470-23-6694
中核地域生活支援センター ひだまり	〒294-0014 館山市山本1155	☎ 0470-28-5667 FAX 0470-28-5668

3. その他

NHK千葉放送局	〒260-8610 千葉市中央区千葉港5-1	☎ 043-203-0700
木更津年金事務所	〒292-8530 木更津市新田3-4-31	☎ 0438-23-7616 FAX 0438-22-5711
障害者就業・生活支援センター中里	〒294-0231 館山市中里291	☎ 0470-20-7188 FAX 0470-28-2080
館山警察署	〒294-0045 館山市北条648-1	☎ 0470-23-0110
館山税務署	〒294-8503 館山市北条1164	☎ 0470-22-0101
ハローワーク館山	〒294-0047 館山市八幡815-2	☎ 0470-22-2236



各種障害手帳関係

■身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に基づき、法の別表に掲げる障害程度に該当すると認定された人に対して交付されるものであり、各種の福祉サービスを受けるために必要となるものです。

上肢、下肢、体幹、目、耳、言語、心臓、呼吸器、腎臓、肝臓、ぼうこう・直腸、小腸または免疫などに障害がある人で、身体障害者福祉法第15条第1項の指定医による診断書により、都道府県で審査し、障害認定を受けた人に手帳が交付されます。障害部位により1級から7級まで等級があります。

【対象者】

都道府県から障害認定を受けた人（7級の場合、手帳は交付されません。）

【申請手続き】

次の書類をそろえて申請してください。

- (1) 身体障害者手帳交付申請書
- (2) 指定医の診断書（意見書）
※1 身体障害者福祉法第15条指定医が作成したもの。
※2 診断書は市役所の窓口にあります。事前に入手してください。
- (3) 本人の写真2枚（たて4cm×よこ3cm・上半身脱帽・1年以内撮影）
- (4) 個人番号（マイナンバー）がわかるものおよび身元確認書類（運転免許証等）

【その他の申請および届出】

1. 再交付申請書（手帳の紛失や破損、障害程度の変更または障害の追加が生じたとき）
※1 上記の写真2枚が必要です。
※2 障害程度の変更および障害の追加の場合は、指定医の診断書（意見書）が必要です。
2. 手帳返還届（障害者（児）が死亡または手帳が不要になったとき）
3. 居住地等変更届（転居、転入による住所変更または氏名が変わったとき）
※1 転出された場合は、新居住地に届出てください。
ただし、障害者総合支援法による施設入所の場合は、南房総市に届出てください。

【問い合わせ】

社会福祉課 ☎0470-36-1151

【申請窓口】

社会福祉課（三芳分庁舎）、市民課（本庁舎）、朝夷行政センターおよび地域センター

【交付窓口】

社会福祉課（三芳分庁舎）、市民課（本庁舎）および朝夷行政センター

療育手帳

知的障害者（児）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援護を受けやすくするため手帳を交付します。

知能測定値、社会性、基本的な生活などの年齢に応じた障害の程度を総合的に判定するもので、都道府県ごとに手帳が交付され、最重度から軽度に区分されます。

【対象者】

児童相談所または障害者相談センターで、知的障害と判定された人

【申請手続き】

次の書類をそろえて申請してください。

- (1) 療育手帳交付申請書
- (2) 本人の写真2枚（たて4cm×よこ3cm・上半身脱帽・1年以内撮影）

申請後、児童は千葉県君津児童相談所、18歳以上の人は千葉県中央障害者相談センターの判定を受けていただきます。

【その他の申請および届出】

1. 再判定申請書（療育手帳に次回判定年月がある人で再判定申請をするとき）
※上記の写真2枚が必要です。
2. 再交付申請書（手帳の紛失や破損が生じたとき）
※上記の写真2枚が必要です。
3. 記載事項変更届（転居、県内市町村からの転入または氏名、保護者が変わったとき）
4. 手帳返還届（障害者（児）が死亡、本県以外から手帳の交付を受けたとき、または手帳が不要になったとき）
※県外および千葉市へ転出された場合は、新居住地で手帳交付申請をしてください。
ただし、障害者総合支援法による施設入所の場合は、南房総市に届出てください。

【問い合わせ】

社会福祉課 ☎0470-36-1151

【申請窓口】

社会福祉課（三芳分庁舎）、市民課（本庁舎）、朝夷行政センターおよび地域センター

【交付窓口】

社会福祉課（三芳分庁舎）、市民課（本庁舎）および朝夷行政センター

■精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障害の状態にあることを証する手段となり、手帳の交付を受けた人に対し、各方面の協力を得て各種の支援策を講じやすくするものです。精神疾患（機能障害）の状態とそれに伴う生活能力障害の状態の両面から総合的に判定し、都道府県で審査し、障害認定を受けた人に交付されるもので、1級から3級まで等級があります。有効期限が設定されますが、更新できます。

【対象者】

都道府県から障害認定を受けた人（知的障害者を除く）

【交付申請、更新および障害程度の変更の手続き】

次の書類をそろえて申請してください。

- (1) 障害者手帳申請書
 - (2) 本人の写真1枚（たて4cm×よこ3cm・上半身脱帽・1年以内撮影）
 - (3) 診断書（精神障害者保健福祉手帳用）
 - (4) 個人番号（マイナンバー）がわかるものおよび身元確認書類（運転免許証等）
- ※精神障害を支給事由とする障害年金を受給中の人は（3）の書類は不要です。

【その他の申請および届出】

1. 障害者手帳再交付申請書（手帳の紛失や破損が生じたとき）
※上記の写真1枚が必要です。
2. 障害者手帳記載事項変更届（転居、転入または氏名が変わったとき）
3. 障害者手帳返還届（障害者（児）が死亡、本県以外から手帳の交付を受けたとき、または手帳が不要になったとき）
※県外および千葉市へ転出された場合は、新居住地の市町村で手帳交付申請をしてください。

【問い合わせ】

社会福祉課 ☎0470-36-1151

【申請窓口】

社会福祉課（三芳分庁舎）、市民課（本庁舎）、朝夷行政センターおよび地域センター

【交付窓口】

社会福祉課（三芳分庁舎）、市民課（本庁舎）および朝夷行政センター



各種手当関係（20歳未満）

■障害児福祉手当

精神または身体に重度の障害があるために、日常生活で常時介護を要する20歳未満の在宅障害児に手当を支給します。特別児童扶養手当との併給は可能です。

【対象者】

次のいずれかの障害を有する20歳未満の人

1. 両眼の視力の和が0.02以下の人
2. 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度の人
3. 両上肢機能の著しい障害の人
4. 両上肢のすべての指を欠く人
5. 両下肢の用を全く廃した人
6. 両大腿を2分の1以上失った人
7. 体幹の機能障害により座っていることができない程度の障害を有する人
8. 身体の機能障害または長期にわたる安静を必要とする病状（視覚障害・肢体不自由・心臓、呼吸器、腎臓、肝臓または血液疾患などの内部障害・免疫機能障害などその他の疾患によるもの）が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の人
9. 精神の障害（知的障害を含む）であって、前各号と同程度以上と認められる人
（例：療育手帳^ア）
10. 身体の機能障害もしくは病状または精神の障害が重複するものであって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度の人

※上記項目にはそれぞれ個別の基準が設けられていますので、お問い合わせください。

【支給制限】

（1）施設に入所していないこと。（通所施設は支給可能。病院への入院は在宅扱い）

※施設入所された場合には、その旨御連絡ください。連絡がなく手当の支給を受けていた場合、手当を返還していただきます。

（2）国民年金法による障害年金などの年金たる給付で障害を支給事由とする給付を受けていないこと。

【所得制限】

本人または扶養義務者などの所得が、一定額を超える場合には手当は支給されません。

【手当額および支給方法】

月 額：15,220円（令和5年4月～）

支給方法：5月、8月、11月、2月（年4回）にその月の前月分までが受給者名義の指定の口座に振り込まれます。

【問い合わせ】

社会福祉課 ☎0470-36-1151

【申請窓口】

社会福祉課（三芳分庁舎）、市民課（本庁舎）および朝夷行政センター

■特別児童扶養手当

精神、身体に重度または中度の障害があるため、日常生活で介護を必要とする20歳未満の児童を育てている父母または父母が育てていない場合に父母に代わってその児童を養育している人に支給される手当です。

【対象者】

次のいずれかに該当する児童を育てている父母または養育している人

- (1) 身体障害者手帳の等級が1級から3級または下肢障害4級の一部の人（内部障害を除く）
※上記等級以外の人や内部障害および身体障害者手帳を所持していない人については、所定の診断書により一定の基準を満たす人
- (2) 療育手帳の障害程度が㉠、Aの1、Aの2の人
※上記障害程度以外の人や療育手帳を所持していない人については、所定の診断書により一定の基準を満たす人
- (3) 精神障害については、所定の診断書により一定の基準を満たす人

【支給制限】

施設に入所していないこと。（通所施設は受給可能）

※施設入所された場合には、その旨御連絡ください。連絡がなく手当の支給を受けていた場合、手当を返還していただきます。

【所得制限】

本人または扶養義務者などの所得が、一定額を超える場合には手当は支給されません。

【手当額および支給方法】

月 額：1級（重度の障害児を監護する場合）

児童一人につき 53,700円（令和5年4月～）

2級（中度の障害児を監護する場合）

児童一人につき 35,760円（令和5年4月～）

支給方法：4月、8月、11月（年3回）に受給者名義の指定口座に振り込まれます。

【問い合わせ】

社会福祉課 ☎0470-36-1151

【申請窓口】

社会福祉課（三芳分庁舎）、市民課（本庁舎）および朝夷行政センター



各種手当関係（20歳以上）

■特別障害者手当

精神または身体に著しい重度の障害があるために、日常生活で常時特別の介護を要する20歳以上の在宅障害者に手当を支給します。

【対象者】

次の障害を重複して有する20歳以上の人

視覚	(1) 両眼の視力がそれぞれ0.03以下の人
	(2) 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下の人
	(3) ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下の人
	(4) 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下の人
聴覚	両耳の聴カレベルが100デシベル以上の人
上肢	両上肢の機能に著しい障害を有する人または両上肢のすべての指を欠く人 もしくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有する人
下肢	両下肢の機能に著しい障害を有する人または両下肢を足関節以上で欠く人
体幹	体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有する人
各機能	身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状（心臓、呼吸器、腎臓、肝臓または血液疾患などの内部障害・免疫機能障害などその他の疾患によるもの）が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の人
精神	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる人（例：療育手帳(A)の1）

各種手当関係（20歳以上）

上記項目にはそれぞれ個別の基準が設けられていますので、お問い合わせください。

この手当は主に障害が重複している人が対象ですが、上記のうちいずれか1つの障害があり、別に定める障害が2つ以上重複する場合、または上記のうちいずれか1つの障害があり、一定の基準を満たす場合は、手当の認定基準に該当する場合がありますので、お問い合わせください。

【支給制限】

(1) 施設に入所していないこと。（通所施設であれば受給可能）

※施設入所された場合には、その旨御連絡ください。連絡がなく手当の支給を受けていた場合、手当を返還していただきます。

(2) 病院および診療所などへ3か月を超えて入院していないこと。

【所得制限】

本人または扶養義務者などの所得が、一定額を超える場合には手当は支給されません。

【手当額および支給方法】

月 額：27,980円（令和5年4月～）

支給方法：5月、8月、11月、2月（年4回）にその月の前月分までが受給者名義の指定の口座に振り込まれます。

【問い合わせ】

社会福祉課 ☎0470-36-1151

【申請窓口】

社会福祉課（三芳分庁舎）、市民課（本庁舎）および朝夷行政センター

■重度障害者等福祉手当

在宅重度知的障害者、ねたきり身体障害者またはそれらの人を介護する人に支給する手当です。ただし、特別障害者手当、経過的福祉手当および介護保険給付（年度通算7日以内のショートステイの利用を除く）を受給している場合は除きます。

【支給要件および支給対象者】

（1）在宅重度知的障害者

療育手帳の程度が㉠の1、㉠の2（㉠を含む。）、Aの1またはAの2と判定された満20歳以上の在宅障害者またはその人を介護する家族

※障害者相談センターで重度と判定された人でもよい。

（2）寝たきり身体障害者

自宅において、おおむね6か月以上寝たきりで、入浴、食事および排便などの日常生活に人手を必要とする20歳以上65歳未満の人またはその人を介護する家族

【支給制限】

（1）施設に入所していないこと。（通所施設であれば受給可能）

※施設入所された場合には、その旨御連絡ください。連絡がなく手当の支給を受けていた場合、手当を返還していただきます。

（2）特別障害者手当（国の手当）を受給していないこと。

【所得制限】

本人もしくはその養護者またはその扶養義務者などの所得が、一定額を超える場合には手当は支給されません。

【手当額および支給方法】

月 額：8,650円

支給方法：7月、11月、3月（年3回）にその月分までが受給者名義の指定の口座に振り込まれます。

【問い合わせ】

社会福祉課 ☎0470-36-1151

【申請窓口】

社会福祉課（三芳分庁舎）、市民課（本庁舎）および朝夷行政センター



年金関係

■心身障害者扶養年金

心身に障害があるため、独立自活することが困難な人を扶養している人が、その生存中毎月一定の掛金を拠出し、万一のことがあった場合、後に残された心身障害者に終身一定の年金を給付する制度です。

【加入資格および加入対象者】

県内に居住する65歳未満の人で、次に掲げるいずれかに該当する人を扶養していることが必要です。

- (1) 身体障害者手帳1級から3級の所持者
- (2) 知的障害のある人
- (3) 精神または身体に永続的な障害のある人（統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）で、その障害の程度が（1）または（2）の者と同程度と認められる人

【掛金額】

加入時の年齢（加入者）	掛金月額
歳以上 歳未満 ～ 35	9,300円
35 ～ 40	11,400円
40 ～ 45	14,300円
45 ～ 50	17,300円
50 ～ 55	18,800円
55 ～ 60	20,700円
60 ～ 65	23,300円

※平成20年4月1日制度改正

平成20年3月末までに加入している人とは掛金額が異なります。

年金関係

【年金額およびその他支給額】

- 年金（障害者（児）の生存中、加入者が死亡し、または重度障害となったとき）
月額 20,000円（2口加入者 40,000円）
- 弔慰金（加入者より心身障害者（児）が先に、または同時に死亡されたときに支給されます。
加入期間は1年以上必要です。）
加入期間に応じた額（2口加入者 倍額）
- 脱退一時金（5年以上加入した人が任意に脱退したときに支給されます。）
加入期間に応じた額（2口加入者 倍額）

【問い合わせ】

社会福祉課 ☎0470-36-1151

【申請窓口】

社会福祉課（三芳分庁舎）

■障害基礎年金（国民年金）

【支給要件および支給対象者】

（１）障害認定日による請求

- 原則として、国民年金加入中に初診日がある傷病で、障害認定日において一定の障害に該当する場合に支給されます。
- 日本国内に住所を有し、過去に被保険者期間があり、老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない60歳以上65歳未満の人は、初診日が被保険者期間中でなくても支給されます。
- 傷病の初診日が20歳前の人は、20歳に達した日において一定の障害に該当する場合に支給されます。

（２）事後重症による請求

- （１）に該当しなかった人でもその後病状が悪化し、一定の障害の状態になったときには支給されます。ただし請求は65歳前に行わなければなりません。

（３）基準障害による請求

- 65歳前に2級未満の障害と他の障害を併せて、初めて2級以上の障害となったときには支給されます。

※1 障害認定日とは、初診日から1年6か月経った日または症状固定の日をいいます。

※2 その他、保険料納付や所得などの条件があります。

【問い合わせ】

保険年金課 ☎0470-33-1060

■障害厚生年金

【支給要件】

厚生年金加入中にかかった傷病がもとで、身体に障害が残ったとき、または初診日から1年6か月経っても治らないとき一定の障害に該当する場合に支給されます。

※保険料納付などの条件があります。

【問い合わせ】

木更津年金事務所 ☎0438-23-7616



医療関係



■ 重度心身障害者（児）医療費支給制度

重度心身障害者等が医療機関を受診した場合、会計時に保険証と受給券を提示し、一定の自己負担金と保険外分（入院の場合は食事療養費）のみ支払えば、保険診療分と自己負担金の差額は県と市から医療機関に支払うという助成制度です。ただし、県外医療機関での受診時や受給券を忘れた場合は、一旦窓口で全額を支払い、市役所にその領収書を付けて申請（償還払い申請）をお願いします。後日、指定の口座に振り込まれます。

【対象者】

次の①②③の障害手帳の所持者で、国民健康保険法、健康保険法およびその他の法律の規定による被保険者、組合員もしくは加入者または被扶養者である重度心身障害者であって、本市の住民基本台帳に記録されている人。ただし、次に掲げる人を除く。

ア 他の市町村が行う国民健康保険の被保険者となっている人

イ 後期高齢者医療の被保険者であって、被保険者となる際他の市町村が行う国民健康保険の被保険者となっている人（例外があります。詳細はお問合わせください。）

①身体障害者手帳所持者で1級または2級の障害がある人

②療育手帳所持者でA、Aの1、Aの2、Aの1またはAの2の障害がある人

※上記手帳交付日が平成27年8月1日以降の手帳所持者で65歳以上の人は対象外となります。

③精神障害者保健福祉手帳所持者で1級の障害がある人（令和2年8月から対象）

※上記手帳交付時の年齢が65歳以上の人は対象外となります。

【支給内容】

対象者が診療を受け、支払った自己負担分の医療費など（保険診療分）が支給対象となります。

※食事の標準負担額は除きます。

※次の場合は、負担または支給された額を控除した額が支給対象となります。

○医療費が公費負担される場合（特定疾病・更生医療・育成医療など）

○附加給付金、高額療養費、高額介護合算療養費などが健康保険（保険組合・社会保険事務所・国民健康保険など）から支給される場合

※対象となるのは、手帳が交付された月の初日からの医療費などです。

※重度心身障害者医療費の支給を受けた医療費は、確定申告の医療費控除の対象にはなりません。

【所得制限】

対象者の加入する保険の種類によって、次に掲げる条件に該当する場合は支給の対象外となります。

①対象者が国民健康保険に加入している場合

対象者と同一世帯に属する国民健康保険に加入している被保険者全員の市町村民税所得割額の合算した額が235,000円以上の場合

②対象者が国民健康保険以外の医療保険に加入している場合

対象者が加入している健康保険の被保険者と扶養に入っている方の市町村民税所得割額の合算した額が235,000円以上の場合

③対象者が後期高齢者医療に加入している場合

対象者と同一世帯に属する後期高齢者医療に加入している被保険者全員の市町村民税所得割額の合算した額が235,000円以上の場合

※16歳未満の扶養親族および19歳未満の特定扶養親族がある場合は、対象外とならない場合があります。

※世帯の市町村民税所得割額が235,000円以上の場合には対象外となります。ただし、医療保険の多数該当の場合、自立支援医療における「重度かつ継続」に該当（腎臓機能障害、精神疾患等）する場合は、対象となります。

【自己負担金】

所得に応じてそれぞれの自己負担金は以下のとおりとなります。

自己負担金			
課税区分	通院	入院	薬局
世帯(医療保険単位)の市町村民税所得割課税世帯	1回につき300円	1日につき300円	無料
世帯(医療保険単位)の市町村民税所得割非課税世帯	無料	無料	無料

【受給券交付申請】

重度心身障害者医療費受給券交付申請書（裏面に同意書があります）に以下の書類を添付してください。

- (1) 重度心身障害者等の健康保険証の写し
※ 重度心身障害者が南房総市国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者の場合は、申請書裏面同意書に記入があれば必要はありません。
- (2) 同意書（重度心身障害者および同一健康保険加入者全員分）
※ その年の1月1日現在、南房総市に住所が無かった場合に必要です。
- (3) 重度心身障害者名義の通帳の写し
- (4) 特定疾病療養受療証を受けている療養者は、特定疾病療養受療証等の写し
- (5) 個人番号（マイナンバー）がわかるものおよび身元確認書類（運転免許証等）

【償還払い申請】

重度心身障害者医療費等支給申請書に領収書を添付して申請してください。

※1か月ごとに、1箇所の医療機関で申請書が1枚必要です。

※領収書で保険診療分の金額が確認できない場合や領収書を紛失してしまった場合は、重度心身障害者医療費等支給申請書に、医療機関の証明を受けてください。

※医療費などを支払った月の翌月の初日から2年を経過すると、申請することができません。

【問い合わせ】

社会福祉課 ☎0470-36-1151

【申請窓口】

社会福祉課（三芳分庁舎）、市民課（本庁舎）、朝夷行政センターおよび地域センター

■自立支援医療（更生医療）制度

更生医療は、疾病、事故および災害などによる身体的損傷そのものを治療する一般医療ではなく、疾病、負傷などが治癒したあとに残された障害に対しその障害を取り除くため、または軽減させるために行われる医療です。

更生医療指定医療機関での医療が対象となり、千葉県障害者相談センターで更生医療の可否の判定結果によって支給認定となるため、医療を実施する前に申請が必要となります。

【対象者】

18歳以上で身体障害者手帳を所持しており、手帳に記載されている障害に対して、障害を取り除くため、または軽減させるため行われる医療などを行う人

【対象医療（例）】

心臓障害 人工弁置換術、ペースメーカー埋込術、冠動脈バイパス術など
腎臓障害 人工透析医療法、腎移植術、抗免疫療法など
肢体障害 関節授動・形成術、人工関節置換術、切断端形成術など
免疫障害 抗HIV療法など
肝臓障害 肝臓移植術など
音声言語そしゃく障害 口唇形成術など



【申請手続き】

次の書類をそろえて申請してください。

- (1) 申請書および世帯調書
- (2) 医師の可否意見書 ※様式は、障害によって異なります。
- (3) 受診者および受診者同一の保険に加入している人の健康保険証
- (4) 特定疾病療養受療証（該当者のみ）
- (5) 身体障害者手帳
- (6) 課税状況などの確認をするための同意書
- (7) 障害年金などを受給している人は、払込通知書など
- (8) 個人番号（マイナンバー）がわかるものおよび身元確認書類（運転免許証等）

【費用】

原則として1割負担ですが、「世帯」の課税状況または受給者の収入（所得区分）および疾病の程度によって1か月の自己負担額に上限が設定されています。

※自立支援医療での「世帯」は、同じ医療保険に加入する人をもって、世帯といいます。

【所得区分の認定】

受診者の属する「世帯」のうち、各医療保険制度で保険料の算定対象となっている人（健康保険などの被用者保険では被保険者本人、国民健康保険では被保険者全員）に係る市町村民税の課税状況に基づき認定します。課税状況によっては、対象にならない場合もあります。

【問い合わせ】

社会福祉課 ☎0470-36-1151

【申請窓口】 社会福祉課（三芳分庁舎）、市民課（本庁舎）および朝夷行政センター

■自立支援医療（精神通院）制度

精神疾患により継続した通院医療が必要であることが認められた場合に、医療機関および薬局での自己負担金が原則として1割で受診できます。有効期限は、市町村長が申請書を受理した日から1年以内で、必要に応じ継続して申請できます。

【対象者】

統合失調症、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、精神病質その他の精神疾患がある人で、精神障害のため、継続的な通院医療が必要な状態にある人

【申請手続き】

次の書類をそろえて申請してください。

- (1) 申請書
- (2) 医師の診断書 ※自立支援医療（精神通院）用
治療方針に変更がない場合は、2年に1回の提出となります。
ただし有効期限を過ぎてから申請する場合は、診断書が必要です。
- (3) 受診者および受診者と同一の保険に加入している人の健康保険証
- (4) 課税状況などの確認をするための同意書
- (5) 障害年金などを受給している人は、払込通知書など
- (6) 個人番号（マイナンバー）がわかるものおよび身元確認書類（運転免許証等）

【費用】

原則として1割負担ですが、「世帯」の課税状況または受給者の収入（所得区分）および疾病の程度によって1か月の自己負担額に上限が設定されています。

※自立支援医療での「世帯」は、同じ医療保険に加入する人をもって、世帯といいます。

【所得区分の認定】

所得区分の認定は、受診者の属する「世帯」のうち、各医療保険制度で保険料の算定対象となっている人（健康保険などの被用者保険では被保険者本人、国民健康保険では被保険者全員）にかかる市町村民税の課税状況に基づき認定します。課税状況によっては、対象にならない場合もあります。

【問い合わせ】

社会福祉課 ☎0470-36-1151

【申請窓口】

社会福祉課（三芳分庁舎）、市民課（本庁舎）、朝夷行政センターおよび地域センター

■自立支援医療（育成医療）制度

育成医療は、身体に障害がある児童またはそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童に対する医療費の一部負担を行うことにより、障害を除去・軽減する効果が期待できる手術などの治療が、早期かつ適切に行われる医療です。

育成医療指定医療機関での医療が対象となり、育成医療の要否判定結果によって支給認定となるため、医療を実施する前に申請が必要となります。

【対象者】

18歳未満の児童で次の障害があるか、現在の疾患を放置すると障害を残すと認められる人

【対象疾患】

- (1) 視覚障害によるもの
- (2) 聴覚、平衡機能の障害によるもの
- (3) 音声機能、言語機能、またはそしゃく機能の障害によるもの
- (4) 肢体不自由によるもの
- (5) 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸または肝臓の機能の障害によるもの
- (6) 先天性の内臓の機能の障害によるもの（5）に掲げるものを除く
- (7) 免疫の機能の障害によるもの

【申請手続き】

次の書類をそろえて申請してください。

- (1) 申請書および世帯調書
- (2) 医師の要否意見書
- (3) 受診者および受診者と同一の保険に加入している人の健康保険証
- (4) 課税状況などの確認をするための同意書
- (5) 障害年金等を受給している人は、払込通知書など
- (6) 個人番号（マイナンバー）がわかるものおよび身元確認書類（運転免許証等）

【費用】

原則として1割負担ですが、「世帯」の課税状況または受給者の収入（所得区分）および疾病の程度によって1か月の自己負担額に上限が設定されています。

※自立支援医療での「世帯」は、同じ医療保険に加入する人をもって、世帯といたします。

【所得区分の認定】

受診者の属する「世帯」のうち、各医療保険制度で保険料の算定対象となっている人（健康保険等の被用者保険では被保険者本人、国民健康保険では被保険者全員）に係る市町村民税の課税状況に基づき認定します。課税状況によっては、対象にならない場合もあります。

【問い合わせ先】

社会福祉課 ☎0470-36-1151

【申請窓口】

社会福祉課（三芳分庁舎）

■特定疾病療養受療証

【対象者】

高額の治療を長期間受ける必要のある次の3つの特定疾病の人は、毎月の自己負担が1万円までとなります。

但し、上位所得の世帯で、70歳未満の人は、自己負担が2万円になります。

- (1) 人工透析が必要な慢性腎不全
- (2) 血友病
- (3) 抗ウイルス剤の投与を受けている後天性免疫不全症候群（HIV感染症を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る。）

【申請手続き】

次の書類をそろえて申請してください。

- (1) 特定疾病療養受療証認定申請書（医師の治療証明が必要になります。）
- (2) 健康保険証
- (3) 個人番号（マイナンバー）がわかるものおよび身元確認書類（運転免許証等）

※各加入医療保険により、必要書類が異なる場合があります。詳しくは、各加入医療保険者へお問い合わせください。

【問い合わせ】

各加入医療保険者

南房総市国民健康保険加入者および千葉県後期高齢者医療保険加入者

保険年金課 ☎0470-33-1060

■指定難病医療費助成制度

指定難病の患者が、支給認定された有効期間内の特定医療のうち、指定医療機関から指定難病の医療を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該支給認定を受けた指定難病の患者またはその保護者に対し、当該指定特定医療に要した費用について、特定医療費が支給される場合があります。詳しくは安房保健所（安房健康福祉センター）にお問い合わせください。

【問い合わせ】

安房保健所（安房健康福祉センター） ☎0470-22-4511

■障害のある人の後期高齢者医療制度への加入について

65歳以上で一定の障害のある人は、千葉県後期高齢者医療広域連合に申請し、障害の状態があると認定された場合、現在加入している健康保険から後期高齢者医療制度に移ることができます。

後期高齢者医療制度に移ると、医療機関での窓口負担が原則1割もしくは2割になります。

この制度による医療の給付を受けるためには、現在ご加入の国民健康保険や健康保険組合などから脱退し、後期高齢者医療制度に加入することになります。

【対象者】

65歳から75歳未満の人で後期高齢者医療制度の対象者となることのできる障害の程度は、次のとおりです。

- ① 身体障害者手帳の程度が1級・2級・3級の人
- ② 身体障害者手帳の程度が4級で、次のいずれかに該当される人
 - 下肢障害4級1号（両下肢の全ての指を欠くもの）
 - 下肢障害4級3号（1下肢を下腿2分の1以上で欠くもの）
 - 下肢障害4級4号（1下肢の著しい障害）
 - 音声・言語機能障害
- ③ 療育手帳の程度がA1・A2の人
- ④ 障害基礎年金1級・2級の国民年金証書をお持ちの人
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳の程度が1級・2級の人

※障害認定を受けられた場合でも、本人の申請により75歳になるまでの間は、いつでも撤回することができます。

【必要なもの】

- (1) 障害の程度のわかるもの（国民年金証書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、その他医師の診断書など）
- (2) 健康保険証
- (3) 個人番号（マイナンバー）がわかるもの

【問い合わせ先】

保険年金課 ☎0470-33-1060

【申請窓口】

保険年金課（本庁舎）、朝夷行政センターおよび地域センター



税金などの控除減免

一定の障害がある人に対して、税の控除・減免を行っています。

控除や減免措置を受けるには、その控除などに該当することを申告しなければなりません。給与所得のみの人は給与の支払者へ、その他の人は確定申告または住民税の申告をしてください。対象となる障害、内容などの詳細については、お問い合わせください。

自動車税（種別割）（環境性能割）および

軽自動車税（種別割）（環境性能割）の減免

千葉県および南房総市では、身体障害者などのために利用される自動車について一定の要件に該当する場合は、自動車税（種別割）、自動車税（環境性能割）、軽自動車税（環境性能割）および軽自動車税（種別割）の減免を行う制度を設けています。この制度は、身体障害者など1人につき1台の自動車に限られています。自動車税（種別割）と軽自動車税（種別割）の二重減免はできません。下記減免制度以外に車椅子の昇降装置などの「構造上専ら身体障害者等の利用に供する車両」に対しても減免する制度を設けていますのでお問い合わせください。

【身体障害者などの範囲】

手帳の種類	障害の区分	障害の級別および程度	
身体障害者手帳	視覚障害	1級から3級までの各級および4級の1	
	聴覚障害	2級および3級	
	平衡機能障害	3級	
	音声機能または言語機能障害	3級（喉頭摘出に係るものに限る）	
	上肢不自由	1級および2級	
	下肢不自由	1級から6級までの各級	
	体幹不自由	1級から3級までの各級および5級	
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸または小腸の各機能障害	1級、3級および4級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級および2級
		移動機能	1級から6級までの各級
肝臓機能障害	1級から4級までの各級		
戦傷病者手帳	視覚、聴覚障害または平衡機能障害	特別項症から第4項症までの各項症	
	音声機能または言語機能障害	特別項症から第2項症までの各項症（喉頭摘出に係るものに限る）	
	上肢不自由	特別項症から第3項症までの各項症	
	下肢または体幹不自由	特別項症から第6項症までの各項症および第1款症から第3款症までの各款症	
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸または肝臓の各機能障害	特別項症から第5項症までの各項症	
療育手帳	療育手帳のみ	㉠（㉠の1、㉠の2）またはAの1	
	療育手帳と身体障害者手帳	Aの2で身体障害者手帳が音声、言語または上肢機能障害の3級	
精神障害者保健福祉手帳	障害者手帳のみ	1級	

【減免対象】

減免のための要件は対象となる自動車の所有者、運転者が以下の場合です。所有者と同じ住所地に身体障害者など本人がいることが必要です。

自動車の所有者	自動車の運転者	要件など
手帳所持者本人	手帳所持者本人	
手帳所持者本人または同居の家族など	手帳所持者本人または同居の家族など	手帳所持者と生計を一にしている手帳所持者の移動のために使用する自動車であること
手帳所持者本人	常時介護者	手帳所持者のみで構成される世帯であること

【申請書提出期限】

○軽自動車税（種別割）は納期限（5月末）の7日前までに申請が必要です。また、毎年減免の申請が必要です。

○自動車税（種別割）は次のとおりです。

（詳しくは館山県税事務所へお問い合わせください。）

①3月31日以前から自動車を所有されている方は、納税通知書の納期限

②障害者手帳の交付を新規に受ける方（等級変更され新たに減免対象となる方を含む）は、障害者手帳の新規交付日（等級変更により新たに減免対象となった日を含む）から1か月以内

③自動車を新規に取得し、初めて減免を受ける方は、自動車の新規登録から1か月以内

④今まで減免を受けていた自動車（前減免車）から別の自動車（申請車）へ乗り換えされる方は、乗り換えした自動車の新規登録日または減免を受けていた自動車の抹消登録日のいずれか遅い日から1か月以内

（申請をする車または前減免車が4月1日以降に移転登録（名義変更）の場合、翌年度の納期限まで）

※減免を受けていた自動車の乗り換え等により、新たに減免申請する場合の減免時期については、館山県税事務所へお問い合わせください。

○自動車税（環境性能割）、軽自動車税（環境性能割）は、自動車の登録の日から1か月以内に申請が必要です。

【必要書類】

提出書類は、減免申請書、身体障害者手帳など、自動車検査証記録事項が記載された書類、運転免許証（写）および生計同一証明書または常時介護証明書など場合によって提出（提示）する書類が異なります。詳しくは、下記へお問い合わせください。

※減免申請で生計同一証明書が必要な場合は、社会福祉課（三芳分庁舎）、市民課（本庁舎）、朝夷行政センターおよび地域センターで発行します。次の書類などをそろえて申請してください。

① 身体障害者手帳または療育手帳 ②自動車検査証 ③運転する人の免許証 ④印鑑
（代理人の人が手続きを行う場合には、【委任状】が必要となります。）

※常時介護証明書が必要な場合は社会福祉課へお問い合わせください。

【問い合わせ】

税の種類	問い合わせ
自動車税（環境性能割）（種別割）	自動車税事務所 ☎043-243-2721
軽自動車税（環境性能割）	館山県税事務所 ☎0470-22-7117
軽自動車税（種別割）	税務課 ☎0470-33-1023

■ 所得税・住民税の控除

【対象者】

本人または同一生計配偶者や扶養親族が下記の障害者に当てはまる人

【内容】

区 分		所得税	住民税
特別障害者の控除	控除内容	所得金額から40万円が控除	所得金額から30万円が控除
	控除対象	身体障害者手帳	1級または2級
		療育手帳	①からAの2
	精神障害者保健福祉手帳	1級	
障害者の控除	控除内容	所得金額から27万円が控除	所得金額から26万円が控除
	控除対象	身体障害者手帳	3級から6級
		療育手帳	Bの1またはBの2
	精神障害者保健福祉手帳	2級または3級	

※扶養控除の適用がない16歳未満の扶養親族を有する場合においても適用されます。

※同居する特別障害者がいる場合、所得金額から所得税は75万円、住民税は53万円が控除されます。

【問い合わせ】

- ・所得税について…館山税務署 ☎0470-22-0101
- ・住民税について…税務課 ☎0470-33-1023

■ 住民税の非課税

障害者本人の前年の合計所得が135万円以下の人は、住民税が非課税となります。

【問い合わせ】 税務課 ☎0470-33-1023

■ 個人事業税の非課税

【対象者】

- (1) 両眼の視力を喪失した人
- (2) 万国式試視力表により測定した両眼の視力が0.06以下の人

【内容】

あんま、はり、きゅう、その他の医業に類する事業の場合、非課税になります。

【問い合わせ】

館山県税事務所（安房合同庁舎1階） ☎0470-22-7117

■相続税の控除

【対象者】

85歳未満の法定相続人である障害者

【内容】

上記対象者が相続や遺贈により財産を取得する場合、次の額の控除が受けられる場合があります。

特別障害者の控除	控除内容	85歳に達するまでの年数に20万円を乗じた金額を相続税額から控除	
	控除対象	身体障害者手帳	1級または2級
		療育手帳	①からAの2
	精神障害者保健福祉手帳	1級	
障害者の控除	控除内容	85歳に達するまでの年数に10万円を乗じた金額を相続税額から控除	
	控除対象	身体障害者手帳	3級から6級
		療育手帳	Bの1またはBの2
	精神障害者保健福祉手帳	2級または3級	

【問い合わせ】

館山税務署 ☎0470-22-0101

■贈与税の非課税

【対象者】

特別障害者および障害者のうち精神に障害のある人

【内容】

上記の対象者が特定障害者扶養信託契約に基づく信託受益権の贈与を受ける場合、その信託財産の価額のうち、6千万円または3千万円までの部分に対する贈与税が非課税となる場合があります。

【問い合わせ】

館山税務署 ☎0470-22-0101

■利子などの非課税

障害者手帳の交付を受けている人などで、一定の要件を満たしている人は、預貯金などの利子が限度額まで非課税となる場合があります。手続きは、金融機関で行います。

【問い合わせ】

館山税務署 ☎0470-22-0101

■NHK放送受信料の減免 ※平成20年10月1日改正

次に該当する人は、NHK放送受信料が半額（全額）免除になります。

【対象者】

■全額免除

- 世帯構成員のどなたかが、障害者の手帳（身体障害者手帳、療育手帳（または判定書）、精神障害者保健福祉手帳）のいずれかをお持ちで、かつ、**世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合**
- 社会福祉法に定める社会福祉事業を行う施設に入所されている場合

■半額免除

- 視覚障害者、聴覚障害者（級は問わない）が住民基本台帳上の**世帯主**である場合
- 重度の身体障害者（1級または2級）が住民基本台帳上の**世帯主**である場合
- 重度の知的障害者（㉔、㉕の1、㉕の2、Aの1、Aの2）と判定された人が住民基本台帳上の**世帯主**である場合
- 精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級）の人が住民基本台帳上の**世帯主**である場合

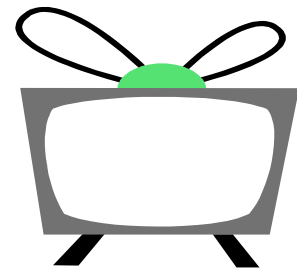
【申請手続き】

「放送受信料免除申請書」に所要事項を書き込み、市町村長の証明印を得て、NHK千葉放送局へ送付してください。

※「放送受信料免除申請書」は、社会福祉課（三芳分庁舎）、市民課（本庁舎）および朝夷行政センターにあります。

【送付先および問い合わせ】

NHK千葉放送局
〒260-8610 千葉市中央区千葉港5-1
☎043-203-0700



- * 放送受信料の免除を受けてから、市町村民税を課税されることになった場合や、障害等級が変わった場合など、免除事由が消滅した場合はNHKに連絡してください。
 - * これまで免除をうけていない場合でも、市町村民税が課税されなくなった場合や、障害等級が変わった場合、新たに免除に該当する場合があります。
- 詳しくは、NHK千葉放送局へお問い合わせ下さい。

■ NTT電話番号の無料案内（ふれあい案内）

104の番号案内サービスが、登録後無料で受けることができます。

【対象者】

- ・ 視覚障害者：1級から6級
- ・ 肢体不自由：1級または2級
- ・ （上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）
- ・ 聴覚障害者：2級から6級、
- ・ 音声、言語またはそしゃく機能に障害のある人：3級または4級
- ・ 知的障害者：手帳所持者
- ・ 精神障害者：手帳所持者

【問い合わせ】

NTT電話番号案内 ☎ 0120-10-4174

FAX 0120-10-4134

■ 携帯電話料金の割引

携帯電話会社で、障害者割引サービスが実施されています。

【問い合わせ】

携帯電話取り扱い窓口





交通

■身体障害者用自動車改造費の助成

重度身体障害者の就労など社会復帰のために、自らが所有し運転する自動車を改造する場合に、改造に要する経費の一部を助成します。

【対象者】

次の（１）から（５）の全てに該当する重度身体障害者が対象です。

- （１）身体障害者手帳の交付を受け、その障害が上肢機能障害、下肢機能障害または体幹機能障害で、かつ、障害の程度が１級または２級の人
- （２）自動車運転免許証をお持ちの人
- （３）就労などに伴い、自ら所有し運転する自動車の操向装置（ハンドル）および駆動装置（アクセルおよびブレーキ）などの一部を改造する必要があるもの
- （４）所得税課税所得金額（各種所得控除後の額）が、一定の額を超えない人
- （５）南房総市内に住民票があり、居住している人

【対象経費および支給額】

対象経費は、操向装置および駆動装置などの改造に要する経費です。

支給額は、１件あたり１０万円を上限とします。

【支給制限】

原則として自動車１台につき１回、１人につき１台に限ります。自家用車に限ります。

前回の支給から４年を経過しない場合は支給しません。

【申請手続き】

自動車の改造前または改造後の６か月以内に、申請書に次の書類をそえて提出してください。

- （１）身体障害者手帳の写し
- （２）自動車運転免許証の写し
- （３）申請者の前年分（４月から６月にあつては前々年）所得金額が確認できる書類
- （４）自動車検査証の写し
- （５）改造を行う業者の見積書（改造箇所、改造経費を明らかにしたもの）

【問い合わせ】

社会福祉課 ☎ 0470-36-1151



障害者自動車運転免許取得助成

障害者の就労など社会参加のため、障害者に対して自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。

【対象者】

次の（１）から（４）の全てに該当する障害者の人が対象です。

- （１）身体障害者手帳の１級から４級までの人または千葉県療育手帳の交付を受けた人
- （２）運転免許試験の受験資格を有する人
- （３）免許の取得により就労が見込まれるなど、社会活動への参加の効果があると認められる人
- （４）南房総市内に住民票があり、居住している人

【対象経費および支給額】

対象経費は、免許取得に直接要した費用（入所料、教材費、適性検査料、教習料、検定料、仮免許申請料、その他必要な経費）です。

支給額は、対象経費の３分の２以内とし、１人あたり１０万円を上限とします。

【支給制限】

原則として、対象者１人につき１回に限ります。

【申請手続き】

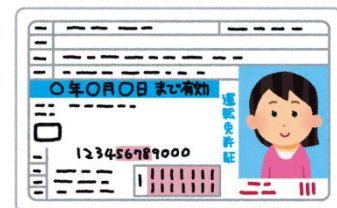
免許取得前または取得後の６か月以内に、申請書に身体障害者手帳の写し、または療育手帳の写しをそえて提出してください。

【交付の請求】

免許取得後速やかに、請求書に免許証の写し、免許取得に直接要した費用の額が明らかとなる領収書（内訳の分かるもの）および障害者名義の通帳の写しをそえて提出してください。

【問い合わせ】

社会福祉課 ☎ 0470-36-1151



■ JR旅客運賃の割引

身体障害者手帳または療育手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に第1種または第2種の記載がある場合は、乗車券類が次のように割引されます。

私鉄旅客運賃については、JRとほぼ同様の内容で割引を受けられる場合があります。直接お問い合わせください。

【対象者】

- (1) 身体障害者手帳所持者および介護者
 ※障害の区分・程度により割引要件が異なります。
- (2) 療育手帳所持者および介護者

【割引要件】

種別 (※1)	対象者	距離制限 (片道)	割引率	割引適用乗車券
1種	本人のみ	100kmを超える区間	5割	・普通乗車券のみ
	本人および 介護者(1人)	なし		・普通乗車券 ・急行券 ・回数券 ・定期券(※2)
2種	本人のみ	100kmを超える区間		・普通乗車券のみ
	本人(12歳未満)お よび介護者(1人)	なし		・定期券(※2)

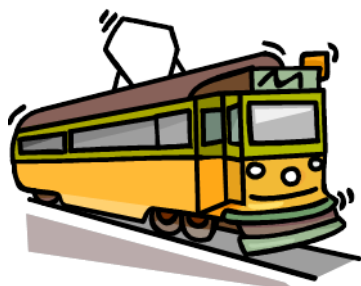
※1種別とは、各障害者手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄のことです。

※2小児定期乗車券を除きます。障害者が12歳未満の場合、小児運賃の5割引になり、定期券の割引は介護者のみとなります。介護者は通勤定期券に限ります。

【利用方法】

障害者本人がJRを利用する場合、乗車券類の購入時に発売窓口へ手帳を呈示することにより運賃の割引が受けられます。

乗降時および乗車船中は手帳を携帯し、係員に求められた際は呈示する必要があります。



■千葉都市モノレール運賃の割引

身体障害者手帳または療育手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に第1種または第2種の記載がある場合は、普通旅客運賃および定期旅客運賃が次のように割引されます。また、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方も割引の対象となります。

乗車券の購入時、乗降の際および乗車中は身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳を携帯し、千葉都市モノレール(株)の係員から求められたときは、いつでも手帳を呈示してください。

身体障害者は盲導犬を従えて乗車することができます。この場合、盲導犬の運賃は無料です。

【対象者】

- 身体障害者手帳所持者および介護者
- 療育手帳所持者および介護者
- 精神障害者保健福祉手帳所持者および介護者

【割引要件（身体障害者手帳、療育手帳の場合）】

種別(※1)	対象者	割引率
1種	本人のみ	5割
	本人および介護者(1人まで)	各5割
2種	本人のみ	5割
	本人が小学生以下の場合の介護者(1人まで)	5割

※1種別は、JRと同様です。

【割引要件（精神障害者保健福祉手帳の場合）】

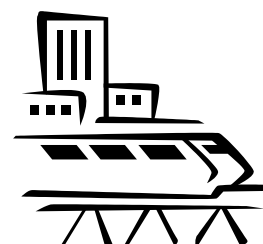
手帳の級	対象者	割引率
1級	本人のみ	5割
	本人および介護者(1人まで)	各5割
2級・3級	本人のみ	5割
	本人が小学生以下の場合の介護者(1人まで)	5割

【利用方法】

障害者本人が、千葉都市モノレールを利用する際、乗車券類の購入時に発売窓口へ手帳を呈示することにより普通旅客運賃および定期旅客運賃の割引が受けられます。

【問い合わせ】

千葉都市モノレール株式会社
〒263-0012 千葉市稲毛区萩台町199-1
☎043-287-8215



■有料道路通行料金の割引

身体障害者手帳または療育手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に第1種または第2種の記載がある場合は、通行料金が次のように割引されます。

事前に市町村福祉事務所などの窓口で手続きを行う必要があります。（通行方法は、手帳の呈示による方法以外にETCによる方法が選べます。）



【対象者】

1. 障害者本人が運転する場合

○身体障害者手帳の交付を受けているすべての人

2. 障害者本人以外の人運転し、障害者本人が同乗する場合

○身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている人のうち**重度障害者**

※重度障害者本人が自分で運転する場合でも対象となります。

※**重度障害者**とは、手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄が「第1種」の人です。

※15歳未満の重度の身体障害者で、その保護者が代わって身体障害者手帳の交付を受けている場合は、身体障害者本人が乗車していないと割引の対象にはなりません。

【要件】

○対象となる障害者1人につき1台のみ登録することができます。

○車種要件、所有者要件などにより、登録できない自動車があります。

（例：法人所有車両、レンタカー、タクシー、軽トラックおよび代車など）

【申請手続き】

次の書類をそろえて申請してください。割引適用のシールを障害者手帳に貼付します。

なお、**更新手続きは、有効期限の2か月前**から可能です。

- (1) 申請書 (2) 車検証 (3) 運転免許証 (4) 身体障害者手帳または療育手帳
 (5) 割賦購入または長期リースにより自動車を利用している場合、割賦契約書または長期リース契約書（割賦購入の場合は、代金支払債務が残っている場合に限り）
 (6) 障害者本人と自動車の所有者との関係がわかる戸籍の証明が必要になる場合があります。ETCを利用する人は、市の手続き終了後、有料道路事業者への事前登録が必要になります。ETC利用での割引を受ける場合には、上記(1)から(6)に加えて次の書類が必要です。

- (1) ETC車載器セットアップ申込書・証明書
 (2) 障害者本人名義のETCカード ※障害者が18歳未満の場合は親権者名義のカード

【割引率】

最大で5割引

【問い合わせ】

社会福祉課 ☎0470-36-1151

【申請窓口】

社会福祉課（三芳分庁舎）、市民課（本庁舎）および朝夷行政センター

■航空運賃の割引

障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳、精神保健福祉手帳・戦傷病者手帳）をお持ちの人および同一便に搭乗する介護者（1人）は、定期航空路線国内線の利用時に航空運賃が割引されます。

【対象者】

- 身体障害者手帳所持者（満12歳以上）および介護者
- 療育手帳所持者（満12歳以上）および介護者
- 精神保健福祉手帳所持者（満12歳以上）および介護者
- 戦傷病者手帳所持者および介護者



【割引要件】

航空会社、搭乗時期などにより異なります。
詳しくは航空会社にお問い合わせください。

【利用方法】

航空券購入時および搭乗手続き時に障害者手帳を呈示してください。
乗降時および搭乗中は手帳を携帯し、係員に求められた際は呈示する必要があります。

■バス運賃の割引

身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの人は、バス運賃の割引制度が適用されます。
ただし、バス会社で取り扱いが異なる場合がありますので事前に確認してください。



■タクシー運賃の割引

身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの人は、タクシー運賃の割引制度が適用されます。
各県の事業者団体が実施していますので、適用されるか必ず乗務員に確認してください。

【利用方法】

タクシー利用時に、身体障害者手帳または療育手帳を呈示してください。

【割引率】

原則1割引

【問い合わせ】

千葉県タクシー協会 ☎043-307-7002



福祉タクシー利用助成

重度障害者（児）の人が、市で指定した事業所の福祉タクシーを利用する場合に、その料金の一部または全部を助成します。

【対象者】

- 身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が1級または2級の人
- 療育手帳の交付を受け、障害の程度が最重度または重度と判定された人

【助成内容】

1枚当たりの助成金額が700円の助成券を交付します。1回の乗車につき2枚（1,400円）まで利用できます。申請した月により交付枚数の上限が変わります。交付枚数の上限は次のとおりです。

対象者の区分		交付決定月	枚数(枚)
身体障害者(児)	1級または2級	4月から7月まで	30
		8月から11月まで	20
		12月から3月まで	10
身体障害者(児)	1級(腎臓機能障害者(児))	4月から7月まで	48
		8月から11月まで	32
		12月から3月まで	16
知的障害者(児)	最重度または重度	4月から7月まで	30
		8月から11月まで	20
		12月から3月まで	10

【利用方法】

1. 身体障害者手帳または療育手帳を呈示して、割引の適用※を受けます。
2. 運賃(割引後)の金額に応じて、助成券を1枚または2枚渡して支払います。ただし、助成限度額に満たない使用の場合は、おつりは出ません。

※割引の適用は事業者によって異なる場合があります。詳しくはタクシー事業者へ直接問い合わせてください。

【問い合わせ】

社会福祉課 ☎0470-36-1151

【申請窓口】

社会福祉課（三芳分庁舎）、市民課（本庁舎）、朝夷行政センターおよび地域センター

障害者の駐車禁止規制適用除外

公安委員会では障害者の活動の場を広げる一助として、駐車禁止場所として指定した場所に駐車できるように駐車禁止規制の対象から除外する措置をとっています。

【対象者】

「駐車禁止等除外標章」の交付を受けた障害者本人。
 「駐車禁止等除外標章」の交付対象者は次のとおりです。

(1) 身体障害者手帳・戦傷病者手帳の交付を受けている人

障害の区分		身体障害者手帳	戦傷病者手帳
視覚障害		1級から3級までの各級および4級の1	特別項症から第四項症までの各項症
聴覚障害		2級および3級	特別項症から第四項症までの各項症
平衡機能障害		3級	特別項症から第四項症までの各項症
上肢不自由		1級、2級の1および2級の2	特別項症から第三項症までの各項症
下肢不自由		1級から4級までの各級	特別項症から第三項症までの各項症
体幹不自由		1級から3級までの各級	特別項症から第四項症までの各項症
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級および2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）	-
	移動機能	1級から2級までの各級	-
心臓機能障害		1級および3級	特別項症から第三項症までの各項症
じん臓機能障害		1級および3級	特別項症から第三項症までの各項症
呼吸器機能障害		1級および3級	特別項症から第三項症までの各項症
ぼうこうまたは直腸の機能障害		1級および3級	特別項症から第三項症までの各項症
小腸機能障害		1級および3級	特別項症から第三項症までの各項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級	-
肝臓機能障害		1級から3級までの各級	特別項症から第三項症までの各項症

* 身体障害者障害程度等級表(抜粋・肢体不自由)

表中の太字が、駐車禁止規制場所除外対象者です。上肢2級(3)・(4)については該当となりませんのでご注意ください。

上肢	1級		2級	
	(1)両上肢の機能を全廃したもの	(1)両上肢の機能を著しい障害	(2)両上肢のすべての指を欠くもの	(2)両上肢のすべての指を欠くもの
(1)両上肢を手関節以上で欠くもの	(3)一上肢を上腕の1/2以上で欠くもの	(4)一上肢の機能を全廃したもの	(4)一上肢の機能を全廃したもの	
下肢	1級	2級	3級	4級
	(1)両下肢の機能を全廃したもの	(1)両下肢の機能の著しい障害	(1)両下肢をショウパー関節以上で欠くもの	(1)両下肢のすべての指を欠くもの
	(1)両下肢を大腿の1/2以上で欠くもの	(1)両下肢を下腿の1/2以上で欠くもの	(2)一下肢を大腿の1/2以上で欠くもの	(2)両下肢のすべての指の機能を全廃したもの
			(3)一下肢の機能を全廃したもの	(3)一下肢を下腿の1/2以上で欠くもの
				(4)一下肢の機能の著しい障害
				(5)一下肢の股関節または膝関節の機能を全廃したもの
		(6)一下肢が健側に比して10cm以上または健側の長さの1/10以上短いもの		

(2) 療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
㊤・A	1級

(3) 小児慢性特定疾患児手帳（色素性乾皮症患者に限る）の交付を受けている人

【標章の使用法等】

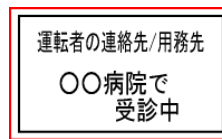
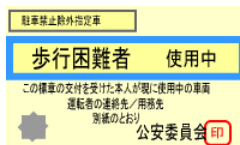
(1) 標章が使える場所

道路標識などにより規制された駐車禁止場所に駐車するときに有効です。（法定の駐停車禁止場所・駐車禁止場所には駐車できません。）

(2) 標章の使い方

標章を使用する時は、車の前面の見やすい位置に標章と運転者の用務先を記載した書面（白紙またはホワイトボードなど）を掲示してください。

<例>



イラスト：警視庁ホームページより

【問い合わせ】 館山警察署 ☎0470-23-0110

■国際シンボルマーク

このマークは、財団法人日本障害者リハビリテーション協会に取り扱っているもので、「障害のある人々が利用できる建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通のマーク」です。

国際シンボルマーク（車いすマーク）の購入については自費購入となりますが、個人の車に表示しても、道路交通法上の規制を免れるなどの法的効力は生じません。障害のある人が乗車していることを周囲にお知らせするためのものであり、駐車禁止を免れる、または障害者専用駐車場が優先的に利用できるなどの証明にはなりませんので、ご理解の上ご使用ください。

【問い合わせ】

公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会

〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1

☎03-5273-0601 FAX03-5273-1523



■普通自動車身体障害者標識

肢体不自由に関わる条件付き免許を持つ人が普通自動車を運転するときは、規定の「身体障害者標識」を自動車の前面と後面の所定の見えやすい位置につけて運転するように努めなければなりません。

※自動車の運転者は「身体障害者標識」を表示している自動車に対して、幅寄せをしたり、その車が安全な車間距離を保てなくなるような進路変更をしてはいけません。

※交通安全協会または運転免許センターで購入できます。



【問い合わせ】 千葉県交通安全協会 ☎043-271-8481

〒261-0025 千葉市美浜区浜田2-1（千葉県運転免許センター内）



日常生活援助

補装具費（購入・借受け・修理）の支給

身体障害者（児）の失われた身体機能を補完または代償するための用具（補装具）について、身体障害者の職業その他日常生活の向上を図るため、身体障害児については、将来社会人として独立自活するための素地を育成・助長することを目的に補装具費を支給します。介護保険・自動車賠償責任保険・労災ファンドなど他の法律に基づく給付が受けられる人は、他法による給付が優先されます。また、難病（361疾患）と診断された場合、該当となる場合があります。購入後の申請は助成の対象にはなりませんので、まずはお問い合わせください。



【対象者】

身体障害者手帳の交付を受けた身体障害者（児）

【補装具の種類】

補装具の種類	<p>義肢（義手・義足）</p> <p>装具（下肢装具・靴型装具など）</p> <p>医療保険の給付対象となるものについては、医療保険の給付が優先されます。加入中の健康保険に相談してください。</p> <p>座位保持装置</p> <p>その他</p> <p>視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車椅子、電動車椅子、座位保持いす（児童のみ）、起立保持具（児童のみ）、歩行器、頭部保持具（児童のみ）、排便補助具（児童のみ）、歩行補助つえ（1本杖は支給対象外）、重度障害者用意思伝達装置、人工内耳用音声信号処理装置の修理（標準型・残存聴力活用型）のみ（令和2年4月1日～）</p>
--------	---

【所得制限】

障害者本人または世帯員のいずれかが一定所得以上の場合には支給対象外となります。一定所得以上とは、本人または世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合です。

【費用】

原則として、1割負担です。（自己負担上限額 37,200円）生活保護、または市町村民税非課税世帯の人は無料となります。

【申請手続き】

補装具の種類などによって、手続きや申請に必要な書類が異なります。**希望する人は必ず申請前にご相談ください。**

補装具の種類によっては、医師の意見書や千葉県中央障害者相談センターの判定が必要になり、給付まで一定の期間が必要となります。必ず購入前に申請をしてください。（**購入後の申請は助成の対象になりません。**）

【問い合わせ】

社会福祉課 ☎0470-36-1151

障害者（児）日常生活用具給付

身体障害者（児）等に対して、日常生活上の困難を改善し、自立支援および社会参加の促進を図るため、日常生活用具を給付または貸与します。介護保険による給付が受けられる人は、介護保険制度の福祉用具の給付または貸与が優先されます。また難病（366疾患）と診断された場合、該当となる場合があります。購入後の申請は助成の対象にはなりませんので、まずはお問い合わせください。

【日常生活用具の種類】

1.（給付） 主な障害別

※1は18歳未満の人のみ、※2は18歳以上の人のみが対象となります。

※3は※4のいずれかと併せて支給可能。

また、すでに電気式たん吸引器の支給を受けている人も対象となります。

※4はいずれか1種類のみ支給可能

●印のものは難病の人でも対象となります。（年齢は問いません。）

視覚障害		
視覚障害者用ポータブルレコーダー	点字タイプライター	視覚障害者用体温計（音声式）
視覚障害者用拡大読書器	点字図書	歩行時間延長信号機用小型送信機
視覚障害者用活字文書読上げ装置	点字器	視覚障害者用時計（触読式・音声式） （※2）
電磁調理器（※2）	視覚障害者用体重計（※2）	点字ディスプレイ（※2）
情報・通信支援用具（※2）	音声式血圧計	
聴覚障害		
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者用屋内信号装置（※2） （サウンドマスター、聴覚障害者用目覚まし時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む）
下肢・体幹機能障害		
●便器	●特殊マット	●特殊尿器
入浴担架	●体位変換器	●入浴補助用具
●移動用リフト	●移動、移乗支援用具	頭部保護帽
●居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	歩行補助つえ（一本杖のみ）	訓練いす（※1）
●訓練用ベッド（※1）	●特殊寝台（※2）	●じょくそう予防マット
上肢機能障害		
●特殊便器	情報・通信支援用具（※2）	
肢体不自由、音声・言語障害		
携帯用会話補助装置		
膀胱・直腸機能障害および排便・排尿機能障害		
ストーマ装具（蓄便袋・蓄尿袋）	紙おむつなど（医師の意見書が必要です）	収尿器
腎臓機能障害		
透析液加温器		

呼吸器機能障害		
●ネブライザー	●電気式たん吸引器	人工喉頭
●足踏み式・手動式吸引器（※3）	●正弦波インバーター発電機（※4）	●ポータブル電源（蓄電池）（※4）
●DC/ACインバーター（カーインバーター）（※4）	●動脈血中酸素飽和度測定器（パルオキシメーター）	酸素ボンベ運搬車
知的障害者（児）		
特殊マット	特殊便器	頭部保護帽
電磁調理器（※2）	●じょくそう予防マット	
各障害者共通		
火災警報器	●自動消火器	

2.（貸与）

福祉電話	ファックス	
------	-------	--

3.（共同利用）

視覚障害者用ワードプロセッサ

【所得制限】

障害者本人または世帯員のいずれかが一定所得以上の場合には支給対象外となります。一定所得以上とは、本人または世帯員のうち市町村民税所得割の最高納税者の納税額が46万円以上の場合です。

【費用】

原則として1割負担です。生活保護または市町村民税非課税世帯の人は、無料です。また、それぞれの用具に基準額があります。基準額を超える額については自己負担となります。

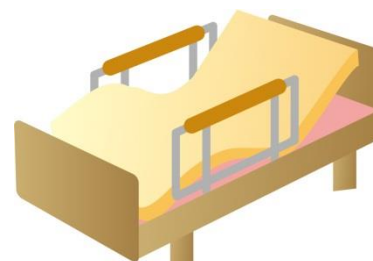
【申請手続き】

まずは、ご相談ください。

※身体障害者手帳などの障害名と程度および年齢などにより給付品目などの要件が決められています。必ず購入前に申請をしてください。（購入後の申請は助成の対象にはなりません。）

【問い合わせ】

社会福祉課 ☎0470-36-1151



■難聴児補聴器購入費助成

身体障害者手帳の交付の対象にならない程度の聴力に障害のある18歳未満の児童に対し、補聴器購入費の一部を助成することにより、言語訓練および生活適用訓練の促進を図ります。購入後の申請は助成の対象にはなりませんので、まずはお問い合わせください。

【対象者】

次の（１）から（４）の全てに該当する方が対象です。

- （１）南房総市内に住所のある18歳未満の児童
- （２）身体障害者手帳の交付の対象にならない人
- （３）原則として、両耳の聴力レベルがそれぞれ30dB以上
- （４）補聴器を使用することにより言語の習得等に一定の効果が期待できると医師が判断した人

【所得制限】

本人とその保護者の世帯の中で一定所得以上の人がいる場合には支給対象外となります。一定所得以上とは、本人または世帯員のうち、市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合です。

【助成額】

基準額の3分の2を助成します。（補聴器の種類により基準額が異なります。）

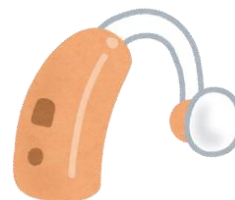
【申請手続き】

申請書に必要書類（医師の意見書・見積書など）を添付し提出します。（必要書類についてはお問い合わせ下さい。）

購入後の申請は助成の対象にはなりませんので、まずはお問い合わせください。

【問い合わせ】

社会福祉課 ☎0470-36-1151



■訪問入浴サービス

入浴困難な在宅の身体障害者などに対し、移動入浴車を派遣して入浴介護を行うサービスです。在宅の重度身体障害者または重度身体障害児で、心身の障害または疾病のため日常生活のほとんどに介助を要する人を対象としています。

【対象者】

在宅者で、次の（１）から（４）の全てに該当する身体障害者などが対象です。

- （１）医師が入浴可能と認めた人
- （２）健康上入浴に支障がない人
- （３）居宅で寝たきりの状態にあり、居宅では入浴困難な人
- （４）他の障害者福祉サービスおよび介護保険サービスにより入浴のサービスが受けられない人

【事業内容】

入浴回数は、月５回までとし、次のような支援を行います。

- （１）入浴、清拭および洗髪
- （２）血圧、脈はくおよび体温の測定による健康管理
- （３）健康相談、助言指導その他必要な処置

【申請手続き】

利用申請書に医師の意見書をそえて提出してください。

市は訪問などによる調査を行い利用の可否を決定します。

【費用】

市町村民税課税世帯の人は、原則として、サービスに要する費用１２，６００円のうち、１割を負担していただきます。（自己負担上限額 ３７，２００円）生活保護または市町村民税非課税世帯の人は、無料です。

【問い合わせ】

社会福祉課 ☎ ０４７０－３６－１１５１



■身体障害者補助犬の給付

身体障害者の就労など社会活動への参加を促進するため、盲導犬、介助犬、聴導犬を給付します。

(盲導犬については、下記の内容を満たさない身体障害者の人であっても給付される場合がありますので、詳しくはお問い合わせ下さい。)

【対象者】

千葉県内に1年以上居住し、満18歳以上の在宅の身体障害者で次のいずれかに該当する人

- (1) 盲導犬…身体障害者手帳の交付を受けた人で視覚障害1級の人
- (2) 介助犬…身体障害者手帳の交付を受けた人で肢体不自由2級以上の人
- (3) 聴導犬…身体障害者手帳の交付を受けた人で聴覚障害2級の人

【支給要件】

上記以外に、所得制限や給付訓練などへの適応、補助犬の飼育環境などの要件を満たす必要があります。

※1 事前に選考会があります。

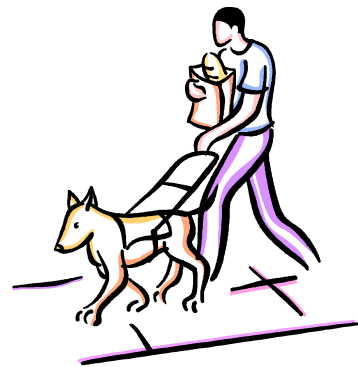
※2 訓練などに伴う交通費・食費、補助犬の管理費用などは、利用者の負担となります。

【申請手続き】

身体障害者補助犬給付申請書を社会福祉課へ提出してください。

【問い合わせ】

千葉県障害者福祉推進課 障害保健福祉推進班 ☎043-223-2340



■意思疎通支援事業

聴覚、言語機能などの障害のため、意思疎通を図ることに支障のある障害者などに対し、手話通訳者または要約筆記者の派遣を行います。

【対象者】

南房総市に住民票があり、居住している聴覚障害者等で、手話通訳者または要約筆記者によらなければ健聴者との円滑な意思の疎通を図ることが困難な人

【派遣の範囲】

- 時 間 原則、午前9時から午後5時まで
- 区 域 原則、千葉県内
- 場 所 病院・官公庁・裁判所・警察・公共職業安定所・学校等公的機関など
その他学習活動など参加する場合

※営利を目的としている場合、行政・企業などにおける就業・労働関係の場合、政治団体や宗教団体の行う活動の場合は派遣できません。

【申請手続き】

原則として、手話通訳者または要約筆記者の派遣を受けようとする日の7日前までに意思疎通支援者派遣申請書を提出してください。(ファクス可)

【費用】

原則、無料です。

【問い合わせ】

社会福祉課 ☎ 0470-36-1151
FAX 0470-36-1133

■日中一時支援事業（日中活動の場の確保）

日中監護する人がいないため、一時的に見守りが必要な障害者を支援します。

【対象者】

日中において監護者がいないため、一時的に見守りなどの支援が必要な障害者

【申請手続き】

給付申請を提出いただいた後、障害程度、支援の必要性などを調査します。給付を決定すると受給者証を交付します。

【費用】

市町村民税課税世帯の人は、原則としてサービスに係る費用の1割を負担していただきます。（自己負担上限額 37,200円）生活保護または市町村民税非課税世帯の人は無料です。

【問い合わせ】

社会福祉課 ☎0470-36-1151

■移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者などに対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などのための外出時に移動中の介護を行います。

※原則として1日の範囲内で用務が終わる外出に限ります。

※通勤、営業活動などの経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出などはサービスの対象となりません。

【対象者】

- 身体障害者（児） 身体障害者手帳の肢体不自由の程度が1級で両上肢および両下肢機能障害を有する人
- 知的障害者（児） 療育手帳の障害の程度が㊶、㊷の1、㊷の2と判定された人
- 精神障害者 精神障害者保健福祉手帳1級の人

【申請手続き】

給付申請を提出いただいた後、支援の必要性などを調査します。給付を決定すると受給者証を交付します。

【費用】

市町村民税課税世帯の人は、原則としてサービスに係る費用の1割を負担していただきます。（自己負担上限額 37,200円）生活保護または市町村民税非課税世帯の人は無料です。

【問い合わせ】

社会福祉課 ☎0470-36-1151

知的障害者職親委託事業

知的障害者を一定期間、職親（事業経営者など）に預けて生活指導および技能習得訓練を行います。

【対象者】

千葉県中央障害者相談センターの判定の結果、職親に委託することがその福祉を図るために、適当と認められた知的障害者の人を、職親委託期間として1年以内の期間を定めて職親に委託（更新あり）します。

【問い合わせ】

社会福祉課 ☎0470-36-1151

知的障害者生活ホーム

独立した生活を求めている知的障害者あるいは家庭における養育が困難な知的障害者に対して居室などを提供し、日常生活および社会適応に必要な各種の援助を行います。

【入居対象者】

満15歳以上の知的障害者であって、次のいずれかに該当する人

- (1) 就労している人
- (2) 知的障害者授産施設、もしくは心身福祉作業所などへ通所している人
- (3) 家庭で十分な養護、監護などのサービスが受けられない人

【費用】

飲食物費、日常諸費および共益費などの実費を負担していただきます。

【問い合わせ】

社会福祉課 ☎0470-36-1151

■中途視覚障害者自立更生支援事業

中途視覚障害者の自立を援助し、社会参加を促進するための支援事業を行っています。

【対象者】

中途視覚障害者

【訓練内容】

歩行訓練、感覚訓練、コミュニケーション訓練、日常生活動作訓練等

※指導員が訪問指導を行うか、または視覚障害者総合支援センターちばで訓練を実施します。

【申請手続き】

訓練を希望される人は申請書を社会福祉課へ提出してください。

【費用】

訓練に係る指導経費は無料ですが、本人に係る訓練中の諸経費は実費負担となります。

【実施機関】

視覚障害者総合支援センターちば

〒284-0005 千葉県四街道市四街道1-9-3

☎ 043-424-2582 FAX 043-421-5179

【問い合わせ】

社会福祉課 ☎0470-36-1151



■成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などによって、判断能力が衰えた人を支援する制度です。

家庭裁判所が、支援を受けたい本人や、その配偶者、親族の申立てに基づいて、本人の代理をする権限を持った支援者を決めます。

本人が詐欺被害などの不利益を受けないように、支援者が代わりに、契約や財産管理等を行います。

【市長申立て】

成年後見の申立ては、本人、配偶者、4親等内の親族、検察官、市町村長に限って認められています。

市長による申立ては、身寄りが無い、いても音信不通などの理由で、申立てをする人がいない場合に、認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者の人の保護・支援を図るため、行うことができます。

【問い合わせ】

○成年後見制度の申立受付・手続案内

千葉家庭裁判所（館山支部） ☎0470-22-2273

○市長申立て

【65歳未満の知的障害者・精神障害者の人】 社会福祉課 ☎0470-36-1151

【65歳以上の人】 高齢者支援課 ☎0470-36-1152

○相談窓口

安房地域権利擁護推進センター

☎04-7093-5000 FAX04-7093-0623

受付時間 平日午前8時30分から午後5時30分まで（土日・祝日・年末年始は除く）

■成年後見制度利用支援事業

市では、成年後見制度を利用することが必要であるにもかかわらず、収入や資産等の状況から、家庭裁判所への申立費用や、成年後見人等に対する報酬を負担することが困難な人に対して、助成を行っています。

これまで成年後見人等選任の申立てを市長が行った時のみ費用助成していましたが、平成29年4月から本人・親族等が申立てを行った場合も助成対象としました。

対象要件がありますので、詳しくは社会福祉課または健康支援課までご連絡をお願いします。

【問い合わせ】

【65歳未満の知的障害者・精神障害者の方】 社会福祉課 ☎0470-36-1151

【65歳以上の方】 高齢者支援課 ☎0470-36-1152





障害福祉サービス・障害児通所サービス

障害者については、障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）また、障害児については、児童福祉法により運用しています。

在宅でのヘルパーや支援員による「訪問系サービス」、通所等により日中の活動を支援する「日中活動系サービス」、入所施設等で住まいの場を提供する「居住系サービス」、障害のある児童（18歳未満）が利用する「障害児通所サービス」等があります。

【対象者】

身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者（児）、難病等対象者（児）（361疾病）

※難病等対象者（児）の人は、疾病名が対象となるかお問い合わせください。なお各種障害手帳をお持ちの人は、障害手帳によりサービスの対象となります。

【サービスの種類】

障害の支援区分や事業所・施設の状況により、利用できるサービスに限りがあります。利用の際には、お問い合わせください。また、障害者総合支援法と介護保険法とで共通するサービスは、介護保険が優先となります。

（1）訪問系サービス

サービス名称	サービス内容
居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行います。
重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助を行います。
行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などを行います。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方で、介護の必要性が著しく高い方に、居宅介護などのサービスを包括的に提供します。
同行援護	視覚障害により移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行います。
短期入所	在宅の障害者（児）を介護する方が病気の場合などに、障害者（児）が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力などを補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な手助けを行います。
就労定着支援	通常の事業所で働いている方に、就労に伴う生活面の課題に対応する支援を行います。

（2）日中活動系サービス

サービス名称	サービス内容
療養介護	医療が必要な方で、常に介護を必要とする方に、主に昼間に病院等において機能訓練、療養上の管理、看護などを提供します。
生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
宿泊型自立訓練	障害者に対し、居室等の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援を提供します。
自立訓練（機能訓練）	自立した生活を営むことができるような身体機能向上のための訓練を行います。

自立訓練（生活訓練）	自立した生活を営むことができるような生活能力向上のための訓練を行います。
就労移行支援	通常の事業所で働きたい方に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。
就労移行支援（養成施設）	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の受験資格を得るための職業訓練を行います。
就労継続支援A型	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援B型	一般就労やA型での就労に適應できない人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。

（３）居住系サービス

サービス名称	サービス内容
施設入所支援	主として夜間、施設に入所する障害者（児）に対し、入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行います。
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

（４）障害児通所サービス

サービス名称	サービス内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行います。
放課後等デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に、児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にある児童であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や、知識技能の付与等の支援を行います。

（５）相談支援

サービス名称	サービス内容
計画相談支援	サービス等利用計画について、障害者の自立した生活を支え、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けた支援を提供します。
地域移行支援	入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する人に対し、地域移行に向けた支援を提供します。
地域定着支援	入所施設や精神科病院から退所・退院した人、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等に対し、地域生活を継続していただくための支援を提供します。
障害児相談支援	サービス等利用計画について、障害児の自立した生活を支え、障害児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けた支援を提供します。

【福祉サービスの利用の手続き】

障害福祉サービスを利用するためには、事前の申請などの手続きが必要になります。

まずはご相談ください。

①相談・申請

社会福祉課で、どのようなサービスがあるのか？どのようなサービスを受けたいのか？などを相談し、必要に応じて申請します。



②調査

自宅などに職員が訪問して、障害支援区分（支援の必要度）の調査（80項目）を行います。



③審査・判定

調査の結果と医師の意見書をもとに、市の審査会で審査・判定が行われ、障害の支援区分が決定されます。※介護給付のサービスのみ審査会の判定が必要になります。



④計画相談支援事業（サービス等利用計画）

利用者の心身および生活状況などを市町村で指定している専門事業所職員による聞き取り調査を行い、利用者に対し、適切なサービス支給量の目安をサービス利用計画（案）として作成します。※専門事業所は利用（申請）者がサービス利用計画を作成できる事業所を選択し、利用（作成）に関する契約が必要になります。



⑤決定（認定）・通知

障害の支援区分、④の計画相談支援（サービス利用計画）や生活環境などをもとに、サービスの支給量が決定され、「障害福祉サービス受給者証」、「通所受給者証」が交付されます。



⑥事業者と契約

利用（申請）者が、利用するサービス事業者を選択し、利用に関する契約をします。



⑦サービスの利用開始

契約に基づいてサービスを利用します。

利用したサービス費用の原則1割を事業者に支払います。

【利用者負担】

利用したサービス費用の1割を負担していただきますが、所得に応じた区分に分けられ、それぞれに負担の上限額が決められています。

サービスを利用する人は、住民税の申告を必ず行ってください。住民税の申告については、税務課（☎0470-33-1023）へお問い合わせ下さい。

<負担上限月額表>

〔障害者〕

所得区分	収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯 (利用者18歳未満) 所得割額28万円未満 ^{※1}	4,600円
	市町村民税課税世帯 (利用者18歳以上) 所得割額16万円未満 ^{※2 ※3}	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

収入状況について

※1 利用者が18歳未満の場合には、保護者の市町村民税所得割額。

※2 配偶者がいる場合には合算します。

※3 施設入所支援、共同生活援助を利用する方は一般2となります。

〔障害児〕

所得区分	収入状況	負担上限月額	種別	世帯の範囲
生活保護	生活保護受給世帯	0円	18歳以上の障害者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障害のある方とその配偶者
低所得	市町村民税非課税世帯	0円		
一般1	市町村民税課税世帯 (利用者18歳未満) 所得割額28万円未満 [※]	通所施設等の場合	障害児 (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯
		入所施設利用の場合		
一般2	上記以外	37,200円		

※ 収入が概ね890万円以下の世帯が対象となります。

入所施設を利用する場合

○施設入所者の補足給付

対象者：所得区分が、低所得の施設入所者。

食費・光熱水費の自己負担額を、収入に応じて軽減します。

共同生活援助を利用する場合

○グループホーム入居者の補足給付

対象者：家賃の支払いに係る契約を締結している、市町村民税非課税の入居者。

家賃の一部を支給します。

※家賃の一部の支給は、事務所への支払いと併せて支給します。

【問い合わせ】

社会福祉課 ☎0470-36-1151

相談の窓口

■ 障害者（児）の相談支援（地域活動支援センター I 型）

地域活動支援センター I 型では、次のような相談支援や日中活動の場を提供し、障害者などの地域生活の支援を行っています。



【障害者などの相談支援】

障害者など、障害児の保護者または障害者などの介護を行う人などからの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、各種の障害福祉サービスの紹介や利用支援、権利擁護の援助などを行います。

一般的な相談支援に加え、専門職員（精神保健福祉士、社会福祉士など）も配置されており、専門的な相談支援も行います。

※相談時間は次のとおりです。

電話相談	月曜日から金曜日 祝日（ただし元日を除く）	午前9時から午後5時
面接相談	月曜日から金曜日 祝日（ただし元日を除く）	午前9時から午後5時 （要予約）
訪問相談	月曜日から金曜日 祝日（ただし元日を除く）	午前9時から午後5時

【日中活動の場の提供】

障害者などが通所することにより、創作的活動および生産活動の機会を提供し、日中活動の場および社会との交流を促進する場を提供します。

交流および憩いの場として、談話室やフリースペースの利用もできます。

※日中の活動内容は、パソコン教室、陶芸教室、フラワーアレンジメント教室などがあります。

詳しくはセンターへ直接お問い合わせください。

【施設情報】

名称	所在地	電話番号
社会福祉法人三芳野会 安房地域生活支援センター	〒294-0813 南房総市谷向166-2	☎ 0470-36-4888 FAX 0470-36-4889

【問い合わせ】

社会福祉課 ☎ 0470-36-1151

■福祉の総合相談（中核地域生活支援センター ひだまり）

中核地域生活支援センター「ひだまり」では、子どもや障害者、高齢者といった枠を取り払い、一人ひとりの状況にあった福祉の総合相談や、虐待などの緊急時に権利擁護を行うなど、さまざまな支援を24時間・365日体制で行います。

【相談支援】

電話、来所による相談や家庭訪問により、相談員が相談に応じます。

【福祉のコーディネート】

必要なサービスを提供できるように、地域の実情の把握に努め、さまざまな活動を行います。

【権利擁護】

相談者の権利侵害を把握し、その解消と本人のケア、再発防止を講じます。

【施設情報】

名称	所在地	電話番号
社会福祉法人 太陽会 中核地域生活支援センター ひだまり	〒294-0014 館山市山本1155	☎ 0470-28-5667 FAX 0470-28-5668

【問い合わせ】

社会福祉課 ☎ 0470-36-1151

■千葉県中央障害者相談センター

18歳以上の身体に障害のある人の更生援護を図るため、補装具・更生医療・身体障害者手帳・言語聴能などに関する相談に応じるとともに、専門的立場から医学的・心理的および職能的判定などと更生援護を図るための相談や指導を行っています。

18歳以上の知的障害者に関する問題について、療育手帳・職親・年金・職業などの相談に応じるとともに、専門的立場から、医学的・心理的および職能的判定などを行い、対象者の社会的更生を図るための相談や指導を行っています。

【利用方法】

効率的な相談業務運営のため、身体障害者および知的障害者に関する相談の受け付けのすべてを予約制で行っています。社会福祉課に申し込んでください。

【相談内容】

相談種類	相談内容	会 場	日 時
所内相談	一般相談	中央障害者 相談センター	土曜日、日曜日および休日を除く毎日
	医学的判定を含む相談		療育 第1・2・4月曜日の午後 第3火曜日の午後 第4水曜日の午後 補装具 第2または第3水曜日の午後 第1木曜日の午前・午後 第1金曜日の午前・午後 第3金曜日の午前・午後
出張相談	補装具、療育手帳などの相談で、身体障害者や知的障害者などの利便を図るため、毎月1回定期的に一定の場所で行う相談		<館山会場> 補装具 第1火曜日の午後 伊賀整形外科クリニック 療育 第4火曜日の午後 田村病院
巡回相談	一定の地域や市町村において相談件数が多い場合、現地に出向いて行う相談		
訪問相談	障害程度や健康状態などの理由により、相談会場まで来所できない人のために家庭などに訪問して行う相談		

【費用】

すべて、無料です。

【問い合わせ】

千葉県中央障害者相談センター

〒266-0005 千葉市緑区誉田町1-45-2

☎043-291-6872

FAX043-291-8488

■君津児童相談所

児童相談所とは、18歳未満の児童に関するあらゆる問題について、地域住民からの相談に応じ、児童の最善の利益を図るために、児童や保護者に最も適した援助や指導を行う行政機関です。そのために必要な調査および医学的、心理的、教育学的、社会学的、精神保健上の判定を行います。

緊急の場合や行動観察のために児童を一時保護し、児童養護施設・乳児院・児童自立支援施設・障害児施設などへの入所などの措置なども行います。

【利用方法】

事前に連絡のうえ相談してください。

【相談時間】

○来所相談 土曜日、日曜日、祝日を除き、午前9時から午後5時まで

○電話相談 土曜日、日曜日、祝日を除き、午前9時から午後5時まで

【問い合わせ】

君津児童相談所

〒299-1151 君津市中野4-18-9

☎0439-55-3100



©2007 TOSHIBA CORPORATION

■千葉県発達障害者支援センター（CAS 千葉）

発達障害がある方に対する生涯にわたる一貫した支援体制の構築に向けて関係機関との連携をもとに、個別の相談への対応、関係機関へのコンサルテーション、普及啓発研修等の事業も行っています。

【利用できる人】

千葉県内（千葉市を除く）にお住まいの発達障害がある方

（自閉症、高機能自閉症、アスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥多動性障害など）と
そのご家族、支援者、関係機関

【職務内容】

相談支援、発達支援、就労支援、普及・啓発と研修

【問い合わせ】

千葉県発達障害者支援センター

〒260-0013 千葉市中央区中央2-9-8 千葉広小路ビル601号室

☎043-227-8557

FAX043-227-8559

■身体障害者相談員

身体に障害のある人の更生援護の相談に応じ、必要な指導、助言にあたる地域の奉仕者です。

人格、見識が高く、社会的信望があり、身体に障害のある人の福祉増進に熱意を有し、奉仕的に活動ができ、その地域の実情に精通している人で、原則として身体障害者のうちから、市長が業務を委託します。

【職務内容】

次のような業務を委託しています。

- (1) 身体障害者地域活動の中核となり、その活動の推進を図ること。
- (2) 身体障害者の更生援護に関する相談に応じ、必要な指導を行うこと。
- (3) 身体障害者の更生援護につき、関係機関の業務に協力すること。
- (4) 身体障害者に対する県民の認識と理解を深めるため、関係団体等と連携を図って援護思想の普及に努めること。

連絡先は、社会福祉課へお問い合わせください。

【問い合わせ】

社会福祉課 ☎0470-36-1151

■知的障害者相談員

知的障害者の更生援護に関し、本人や保護者からの相談に応じ、必要な指導、助言を行うとともに、知的障害者援護思想の普及にあたる地域の奉仕者です。

知的障害者の保護者などで、社会的信望があり、知的障害者の福祉増進に熱意を有し、奉仕的活動のできる民間の人に対して、市長が業務を委託します。

【職務内容】

次のような業務を委託しています。

- (1) 知的障害者の家庭における養育、生活などに関する相談に応じ、必要な指導、助言を行うこと。
- (2) 知的障害者施設入所、就学、就職などに関し、関係機関へ連絡すること。
- (3) 知的障害者に対する認識と、理解を深めるための援護思想の普及に努めること。

連絡先は、社会福祉課へお問い合わせください。

【問い合わせ】

社会福祉課 ☎0470-36-1151

■南房総市障害者虐待防止センター

南房総市障害者虐待防止センターでは、障害者虐待の未然防止や早期発見のため、365日・24時間体制で相談や障害者虐待の通報や届出を受け付けます。

また、障害のある人およびその家族、支援者からの障害を理由とする差別に関する相談を受け付けます。

【対象となる障害者】

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）のある人や心身の障害や社会的障壁によって、継続的な日常生活または社会生活が困難で援助が必要な人。

【3種類の障害者虐待】

障害者虐待防止法では、虐待を次の3種類に分けています。

○養護者による障害者虐待

家族や親族、同居する人による虐待のことです。

○障害者福祉施設従事者などによる障害者虐待

福祉施設やサービス事業所で働いている職員による虐待のことです。

○使用者による障害者虐待

障害者を雇っている事業主などによる虐待のことです。

【障害者虐待の例】

身体的虐待	殴る、蹴る、縛りつける、閉じ込めるなど
性的虐待	無理やりわいせつなことをしたり、させたりするなど
心理的虐待	怒鳴る、ののしる、わざと無視するなど
放棄・放任（ネグレクト）	十分な食事を与えない、不潔な住環境で生活させる、必要な医療や福祉サービスを受けさせないなど
経済的虐待	年金や賃金を渡さない、勝手に財産や預貯金を使う、日常的に必要な金銭を与えないなど

【施設情報】

名称	所在地	電話番号
南房総市障害者虐待防止センター	〒294-0813 南房総市谷向166-2	☎ 0470-28-4666 FAX 0470-36-4889

【問い合わせ】

社会福祉課 ☎0470-36-1151

■障害のある人に対する差別に関する相談窓口

障害のある人およびその家族、支援者からの障害を理由とする差別に関する相談を受け付けます。

【相談窓口】

南房総市障害者虐待防止センター

受付時間 365日・24時間

☎ 0470-28-4666

FAX0470-36-4889



※「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」による相談窓口もあります。

【相談窓口】

安房保健所（担当：広域専門指導員）

受付時間 平日（祝日、年末年始を除く）午前9時から午後5時

☎ 0470-23-6900（専用電話）

FAX0470-23-6694

■千葉県ひきこもり地域支援センター

ひきこもり状態にあるご本人、ご家族等から電話相談に応じるとともに、内容によって医療・保健・福祉・教育・就労などの適切な支援機関につなげることを役割としています。

【相談窓口】

千葉県ひきこもり地域支援センター

受付時間 平日（祝日、年末年始を除く）午前9時30分から午後4時30分

☎ 043-307-3812

■精神保健福祉相談

現代社会に生きる私たちは、さまざまなストレスに囲まれていて、精神疾患はうつ病をはじめとして、誰でもかかる可能性があると言われていています。私たちが心の健康を保っていくためには、体の病気と同じように早期発見・早期治療と正しい知識を持つことがとても大事なこととされています。そこで、県では心の健康に関する以下のような相談・診療を行っています。

【相談内容】

- (1) 精神疾患に関すること。
- (2) 精神障害者の社会復帰に関すること。
- (3) 思春期の心の健康に関すること。
- (4) 心の健康づくりに関すること。
- (5) 薬物・アルコールに関すること。
- (6) 老人の心の健康に関すること。
- (7) その他の精神保健福祉に関すること。

○千葉県精神保健福祉センターにおける相談

相談種類	電話番号	受付時間
こころの電話相談	043-307-3360	午前9時から午後6時30分まで

※ 相談上の注意

1. 来所相談・診療は予約制をとっています。あらかじめ電話でご相談のうえ、来所日時の予約をお願いします。
2. 相談・診療の受付時間は、毎週月・火・木・金曜日の午前9時30分から午前11時30分までです。
3. 相談内容の秘密は厳守します。
4. 各種検査、投薬は保険診療となっています。
5. 保険証をご持参ください。

○保健所（健康福祉センター）における相談

県内14の保健所（健康福祉センター）、地域保健センター（2か所）でも精神保健福祉の相談、訪問を行っています。精神保健福祉相談員・保健師による相談はいつでも受け付けています。

精神科医による定例相談は、月2～5回設けており、保健所（健康福祉センター）などによって相談日が異なりますので、最寄りの保健所（健康福祉センター）などに直接お問い合わせください。

【問い合わせ】

安房保健所（安房健康福祉センター） ☎0470-22-4511



就労関係



■ハローワーク（公共職業安定所）

就職を希望する障害者の求職登録を行い、専門職員や職業相談員がケースワーク方式により障害の種類・程度に応じたきめ細やかな職業相談・紹介、職場定着指導等を実施します。

【問い合わせ】

ハローワーク館山

〒294-0047 館山市八幡815-2

☎ 0470-22-2236



■千葉障害者職業センター

障害のある方に対して、職業評価、職業相談、職業準備支援、職場定着・職場復帰支援等の専門的な支援を行います。障害のある方を雇用する事業主に対して、雇用管理に関する助言等を行います。障害のある方を支援する関係機関に対して、研修や支援に関する助言等を行います。

【問い合わせ】

千葉障害者職業センター

〒261-0001 千葉市美浜区幸町1-1-3

☎ 043-204-2080

FAX 043-204-2083

■障害者就業・生活支援センター中里

障害のある方の就職と生活のお手伝いをさせていただきます。また、障害のある方を雇用する企業を支援します。

【問い合わせ】

障害者就業・生活支援センター中里

〒294-0231 館山市中里291

☎ 0470-20-7188

FAX 0470-28-2080

■千葉障害者就業支援キャリアセンター

障害のある方の就労支援、障害のある方を雇用する（または雇用を考えている）事業主を支援するため、平成15年12月22日にスタートしています。

【就業・雇用に関する相談】

就業を希望する人や、現在就業中の人、その家族などの就業に関するご相談をお受けしています。または雇用企業や雇用を予定している事業所の相談を受け、就業・生活支援センターや地域の支援機関と連携して適切な助言を行います。

○電話相談 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く）

○面接相談 事前予約が必要になります。

○費用 無料

※利用に伴う経費（交通費など）は自己負担となります。

【就業準備訓練】

センター内において継続就労に向けての訓練を行っています。基本的な生活習慣の確立、社会人としてふさわしい身だしなみやコミュニケーションを身につけることに取り組みます。

【職場定着への支援について】

就職した障害者がスムーズに職場環境に入れるようサポートします。

ただし、安房圏域での利用については、他機関との調整等により別途相談が必要になります。

【問い合わせ】

千葉障害者就業支援キャリアセンター

〒261-0002 千葉市美浜区新港43

☎ 043-204-2385

FAX 043-246-7911



ご存知ですか？～障害者のための各種マーク～

	<p>障害者のための国際シンボルマーク (ISO-7000)</p> <p>障害者のリハビリテーション事業を実施する世界80か国の各国団体および国際団体から構成される国際障害者リハビリテーション協会によって、障害者が容易に利用できる建物・施設であることを明確に示す「国際シンボルマーク」が決定されました。このマークは国際標準化機構 (ISO) の公共案内図記号として、1984年 ISO-7000 として制定されています。</p>
	<p>盲人のための国際シンボルマーク</p> <p>世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。</p> <p>このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。</p>
	<p>身体障害者標識 (障害者マーク)</p> <p>肢体不自由に関わる条件付き免許を持つ人が普通自動車を運転するときは、規定の「身体障害者標識」を自動車の前面と後面の所定の見えやすい位置につけて運転するように努めなければなりません。</p> <p>販売場所：交通安全協会または運転免許センター</p> <p>※自動車の運転者は「身体障害者標識」を表示している自動車に対して、幅寄せをしたり、その車が安全な車間距離を保てなくなるような進路変更をしてはいけません。</p>
	<p>補助犬マーク</p> <p>「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなど一般的な施設に補助犬が同伴できるようになりました。</p> <p>このマークや、補助犬を連れてくる人を見かけた場合は、ご理解、ご協力をお願いします。</p>
	<p>「ハート・プラス」マーク</p> <p>「身体内部に障害を持つ人」を表現しています。</p> <p>内部障害 (心臓、呼吸機能、膀胱・直腸、小腸、免疫機能障害) をお持ちの人は、外見から分かりにくいいため、さまざまな誤解を受けることがあります。</p> <p>このマークを着用されている人を見かけた場合は、内部障害について理解し、配慮する必要があります。</p> <p>※このマークは、内部障害の人が自発的に使用するもので、法的拘束力はありません。</p>
	<p>耳マーク</p> <p>耳が不自由なことを表すマークです。</p> <p>このマークを表示している人を見かけた場合は、「手招きして呼ぶ」「大きな声ではっきり話す」「筆談をする」など、ご協力をお願いします。</p>
	<p>オストメイトマーク</p> <p>人工肛門・人工膀胱を使用している人 (オストメイト) のための設備があることを表しています。</p> <p>オストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレートに、このマークが表示されています。</p>

	<p>聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）</p> <p>表示対象者は、普通自動車を運転することができる免許を受けた人で、政令で定める程度の聴覚障害（現行の聴覚検査で合格できない重度の聴覚障害）のあることを理由に当該免許に条件を付されている人です。 ※表示しない場合、道路交通法違反になります。 反則金：4,000円 行政処分点数：1点</p>
	<p>ヘルプマーク</p> <p>義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、または妊娠初期の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人が身につけることで、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることができるストラップ型マークです（JIS規格）。</p> <p>ヘルプマークを身につけた人を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。</p>
	<p>手話マーク</p> <p>耳が聞こえない人が手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに呈示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話による対応ができるところが掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身につけるビブスなどに表示することもできます。</p> <p>耳が聞こえない人等がこのマークを呈示した場合は「手話で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「手話で対応します」等の意味になります。</p>
	<p>筆談マーク</p> <p>耳が聞こえない人、音声言語障害者、知的障害者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに呈示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができるところが掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身につけるビブスなどに表示することもできます。</p> <p>耳が聞こえない人等がこのマークを呈示した場合は「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「筆談で対応します」等の意味になります。</p>

~~~~~『受診サポート手帳』を使ってみませんか~~~~~

障害があるため、コミュニケーションの取り方に「言葉では理解できないので、絵や身ぶりなどで説明してほしい」、また「白衣を着ている人」や「大きな音」が苦手という人がいます。そんな地域生活の場面などに大きな問題を抱えた人が、適切な医療を受けられるよう千葉県が作成した手帳です。

受診時に気をつけて欲しいことや主治医からの注意事項などを事前に記入してもらい、円滑な診療を行っていただくための手帳です。

言い忘れたりすることを防ぐためのもので、医療機関との信頼関係を築くためにも、使ってみてはいかがでしょうか。

【配付場所】

社会福祉課（三芳分庁舎）、市民課（本庁舎）、朝夷行政センターおよび地域センター



その他



発行：南房総市保健福祉部社会福祉課

〒294-8701 南房総市谷向100番地

☎ 0470-36-1151